

第2期山陽小野田市  
成年後見制度利用促進基本計画

山陽小野田市  
令和8年3月

## 市長挨拶

これまで市では、第1期山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画（以下「第1期計画」という。）に基づき、成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定め、総合的かつ計画的に推進してまいりました。

国においては、第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定し、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進するため、成年後見制度を利用促進することとしています。また、令和6年12月に閣議決定された認知症施策推進基本計画における施策の一つとして、認知症の人の意思決定の支援及び権利利益を保護するため、成年後見制度が位置付けられています。

こうした状況を踏まえ、本市において新たに、第2期山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画（以下「第2期計画」という。）を策定しました。

第2期計画では、第1期計画の基本方針である「誰もが、意思が尊重され、権利が護られながら、笑顔で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を継続していきます。

今後4年間の計画推進に当たっては、令和8年度からの第二次山陽小野田市総合計画後期基本計画で提唱している「will-being（良いことが起きるのを待つのではなく、自らの「意志（Will）」を持って状況をより良くしていこうとすること。）」という考え方を大切にしながら、誰もが未来に希望を持って暮らせる地域共生社会を目指し、成年後見制度を必要な方が制度利用につながるよう、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

結びに、第2期計画の策定に当たり、多大な御尽力をいただきました、成年後見制度利用促進協議会の委員の皆様をはじめ、家庭裁判所の皆様、そしてアンケートなどで貴重な御意見をいただきました市民や関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年（2026年）3月

山陽小野田市長 藤田 剛 二



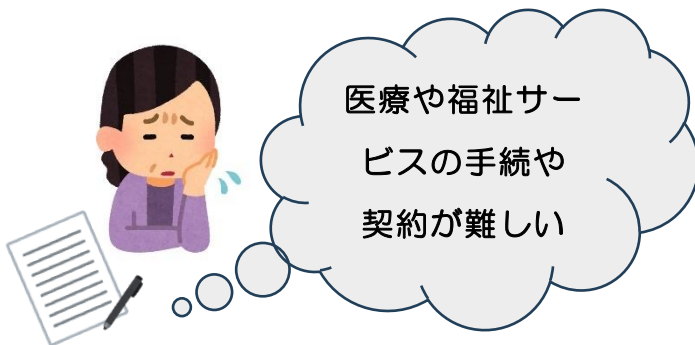
## 目次

成年後見制度ってなんだろう？	1
第1章 計画の策定に当たって	
1 計画策定の趣旨	6
2 計画の位置付け	10
3 計画の期間	11
4 計画の策定及び評価体制	11
第2章 本市の現状と今後の方向性	
1 本市の人口の推移と高齢者、障がい者等の状況	13
2 中核機関の設置と運営	20
3 成年後見制度に係るアンケート調査	24
4 本市の現状と今後の方向性	33
第3章 計画の基本理念、基本目標及び施策の体系	
1 基本理念	36
2 基本目標	36
3 施策の体系	37
第4章 基本目標と施策	
基本目標 1 成年後見制度の普及	38
基本目標 2 包括的な相談支援体制の充実	39
基本目標 3 成年後見制度の利用支援	44
基本目標 4 地域連携ネットワーク作り	46
山陽小野田市成年後見制度利用促進協議会委員名簿	49

## 成年後見制度ってなんだろう？

「知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人がいろいろな契約や手続きをするときにお手伝いする制度です」

例えば、、、



成年後見人等がお手伝いします



「説明してくれたり、  
手続きや契約を  
お手伝いします」



成年後見人等がお手伝いします



「お金の管理を一緒  
に考えたり、保険料  
や税金の支払を  
お手伝いします」

### ～成年後見制度の種類～

成年後見制度には 2 つの種類があります。

- ①判断能力が不十分になる前に ⇒ 「任意後見制度」
- ②判断能力が不十分になってから ⇒ 「法定後見制度」

## ～①任意後見制度の利用の流れ～

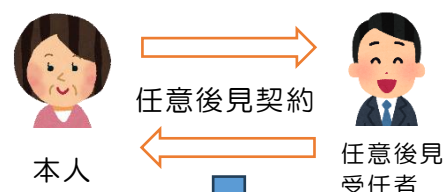
自分の将来に備えたい。信頼する人に後見人になってほしい・・・

### ☆ステップ1 成年後見センターへ「相談」

- ・成年後見制度の説明や利用するための手続について相談をお受けします。

### ☆ステップ2 任意後見人や支援内容の決定

- ・任意後見人となる方を自分で決めます。
- ・任意後見人をお願いしたいことを決めます。



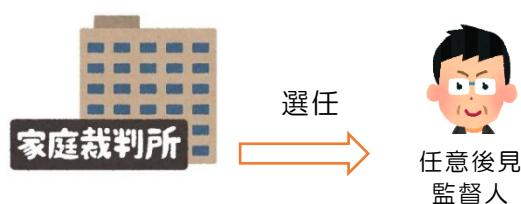
### ☆ステップ3 公証役場にて「公正証書」の作成

- ・任意後見受任者とともに、最寄りの公証役場にて任意後見人へお願いしたい支援の内容を任意後見契約の「公正証書」として作成します。
- ・任意後見契約の内容を法務局へ登記します。



### ☆ステップ4 判断能力が低下後、監督人の選任

- ・本人の判断能力が低下した際、本人任意後見受任者等から家庭裁判所へ「任意後見監督人」選任の申立てを行います。
- ・家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。



### ☆ステップ5 任意後見の開始

- ・任意後見監督人選任後、任意後見人が本人を任意後見契約に基づいて、保護、支援。任意後見監督人が任意後見人を監督する。



## ～②法定後見制度の利用の流れ～

「お金の管理」や「契約ごと」を行うことに不安がある・・・

### ☆ステップ1 成年後見センターへ「相談」

- ・山陽小野田市役所 1 階にある成年後見センター（高齢福祉課内）で成年後見制度の説明や利用するための手続について相談をお受けします。



### ☆ステップ2 家庭裁判所へ申立て

- ・申立ては最寄りの家庭裁判所で行います。
- ・申立てができるのは本人、配偶者、四親等内の親族等です。
- ・申立てに必要な書類は家庭裁判所で受け取ります。
- ・必要な書類は自分で作成することもできます。弁護士や司法書士等の専門職に依頼することもできます。
- ・成年後見センターにて書類の作成方法等の相談対応を行います。



### ☆ステップ3 家庭裁判所による調査

- ・家庭裁判所から本人や申立て人へ事情をお尋ねする調査を行います。
- ・家庭裁判所が必要に応じて医師に鑑定を依頼する場合があります費用がかかります。

### ☆ステップ4 審判の確定・支援開始・家庭裁判所への報告

- ・家庭裁判所から審判があり、審判が確定すると後見人等による「金銭管理」や「契約手続」等の支援が開始されます。
- ・後見人等には、親族や福祉・法律の専門家、法人などから家庭裁判所が選任します。
- ・後見人等は本人の生活の様子を年 1 回家庭裁判所へ報告します。  
\* 後見人等には必要に応じて報酬を支払う必要があります。



## 成年後見制度の概要

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2つがあります。

### 1 任意後見制度

本人に、十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「本人自らが選んだ代理人（任意後見人）」に「自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務」について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証役場において、公証人の作成する公正証書によって結ぶ制度です。

本人の判断能力が不十分となった場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

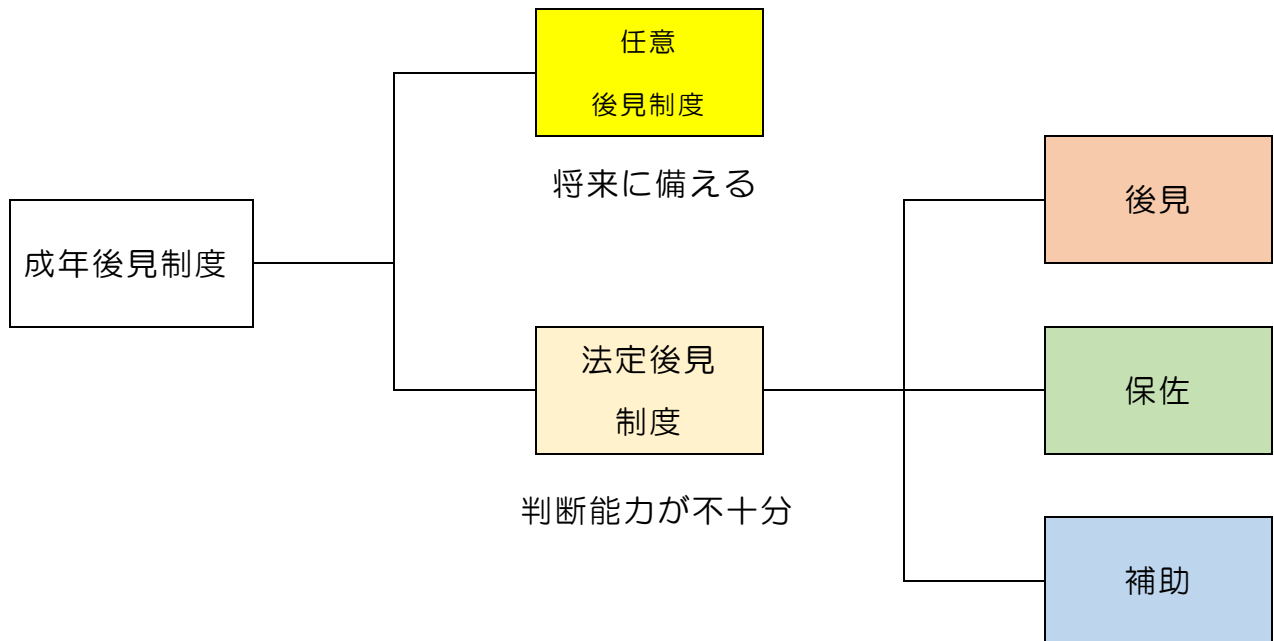
### 2 法定後見制度

認知症や障害などの理由により、既に判断能力が不十分な本人に代わって、家庭裁判所により選ばれた代理人が、財産管理や必要な福祉サービス等の契約の締結、法律行為の取消し等、本人を保護、支援するための制度です。その代理人は、本人の判断能力の程度により「後見人」、「保佐人」、「補助人」（以下「後見人等」という。）の三種類があります。

申立手続は、必要書類を揃え、家庭裁判所で行います。申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族等となります。

後見人等の選任は、家庭裁判所が本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。後見人等に選任される方は、親族後見人、専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士等）、法人後見実施団体、市民後見人等があります。

## 成年後見制度の種類



## 法定後見制度の3種類

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
後見人等が同意又は取り消すことができる行為(*1)	申立てにより家庭裁判所が定める行為(*2)	借金、相続の承認など、民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより家庭裁判所が認める行為	原則として全ての法律行為
後見人等が代理することができる行為(*3)	申立てにより家庭裁判所が定める行為	申立てにより家庭裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

\*1 日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれない。

\*2 民法第13条第1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限る。

\*3 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要。

\* 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、本人の同意が必要。

# 第 1 章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の背景と目的

平成 28 年（2016 年）5 月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「利用促進法」という。）が施行されました。利用促進法は、成年後見制度の利用の促進について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

利用促進法に基づき、平成 29 年（2017 年）3 月、「成年後見制度利用促進基本計画（以下「国第 1 期計画」という。）」を策定しました。

市は、利用促進法第 14 条第 1 項に基づき、国第 1 期計画を勘案して、市における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、令和 4 年 3 月に「第 1 期山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画（以下「市第 1 期計画」という。）」を策定しました。

また、国の第 2 期成年後見制度利用促進基本計画（令和 4 年度（2022 年度）から令和 8 年度（2026 年度）まで）（以下「国第 2 期計画」という。）の内容を踏まえ、この度、第 2 期山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画（以下「市第 2 期計画」という。）を策定します。

### (2) 国第 2 期計画の概要

国第 2 期計画では、地域共生社会\*1 の実現に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援\*2」を位置付け、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものとして、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきであるとされています。

## 地域共生社会

＊1 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、全ての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていくこと」を目指すもの。

## 権利擁護支援

＊2 意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤である。

◆国の第二期計画における地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援のイメージ



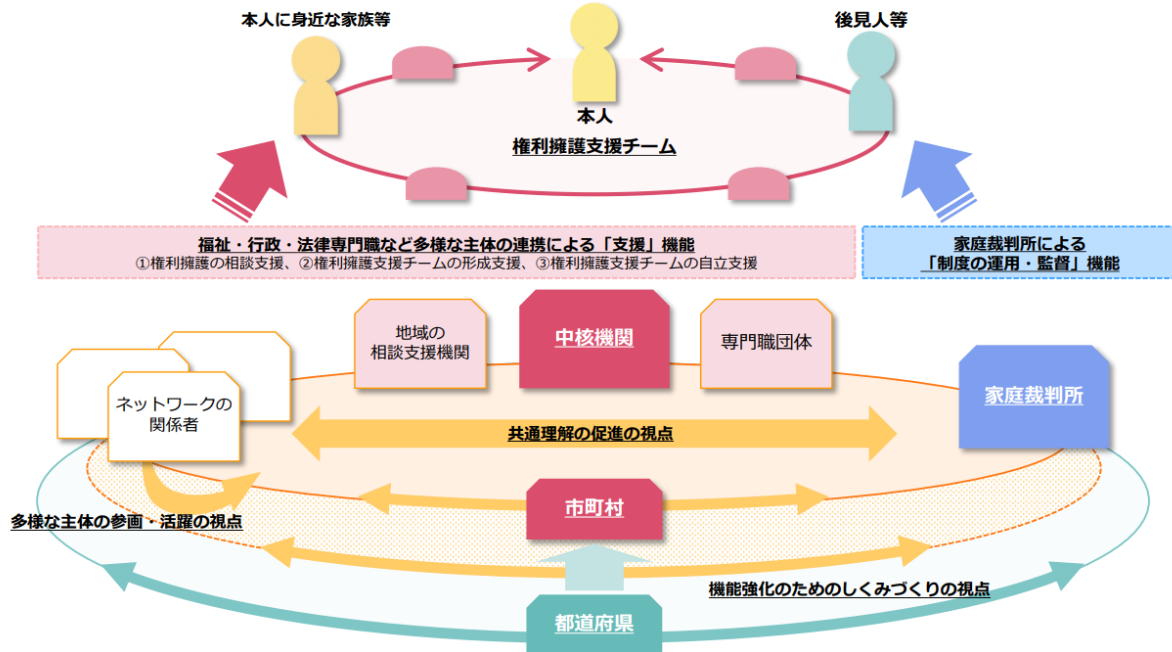
出典：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」抜粋

### (3) 国第2期計画に定める市の5つの役割

- ・ 地域連携ネットワーク作り（協議会及び中核機関の整備・運営など）
- ・ 権利侵害回復支援における主体的取組
- ・ 市長申立て・成年後見制度利用支援事業の適切な実施
- ・ 担い手の育成・活躍支援
- ・ 市計画の策定（見直し）

## 権利擁護\*支援の地域連携ネットワークイメージ（厚生労働省資料）

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、**地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ**」である。「**権利擁護支援チーム**」、「**協議会**」、「**中核となる機関（中核機関）**」の3つのしくみからなる。



## 市町村による行政計画の策定（厚生労働省資料）

- 成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。
- 市町村は「包括的」な地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。
- 地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取組を進めることが重要。
- 地域連携ネットワークづくりの主体である市町村・都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、この内容を段階的・計画的に取り組むための方針（以下「取組方針」という。）を示す必要がある。なお、既に取組方針を策定している場合には、方針改定の際に、第二期計画の趣旨を盛り込むことが求められる。

### 盛り込むことが望ましい内容

<目的>  
地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

<目標>  
権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

<具体的内容>

- ・中核機関及び協議会の整備・運営の方針
- ・地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備の方針
- ・地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針
- ・市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度の推進の方針

### 策定方法

#### 法定計画への盛り込み

地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する方法

#### 単体計画での策定

単体の計画として策定する方法

- ★協議会などにおいて、計画に当事者の声を反映し、計画で定めた取組の進行管理を行うことも考えられる。
- ★家庭裁判所には、市町村計画等の方針を検討する協議の場に出席するなど積極的な協力が期待される。
- ★中核機関や専門職団体、当事者団体、関係行政機関、家庭裁判所などと、地域連携ネットワークづくりの目的を確認し、検討のプロセス等の中で相互理解を深めていくと、連携・協力体制が構築される。
- ★計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどから早期に着手する必要がある。

(4) 地域共生社会を実現するための認知症基本法及び認知症施策推進基本計画  
令和5年(2023年)6月、地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号。以下「認知症基本法」という。)が成立し、令和6年1月に施行されました。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、地域共生社会の実現を推進することを目的としています。

国では、認知症基本法の目的の達成に向け、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、認知症施策推進基本計画を令和6年12月に閣議決定しました。認知症施策推進基本計画における施策の一つとして、認知症の人の意思決定の支援及び権利利益を保護するため、成年後見制度が位置付けられています。

#### (5) 成年後見制度とSDGsの関係性

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2030年までにやり遂げることとして17の目標を設定しています。

成年後見制度は、権利擁護を担う制度の一つであり、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念や、以下の目標にも通じるものです。



#### 目標 3「すべての人に健康と福祉を」

認知症高齢者や障がいを持つ人々が、適切な成年後見制度の利用を通じて必要な医療・福祉サービスを受けられるようにすることは、健康と福祉の増進につながります。

#### 目標 10「人や国の不平等をなくそう」

判断能力の低下により、社会参加が困難になる人々(高齢者、障がい者など)を成年後見制度で支えることは、包摂的な社会を目指す点で共通します。

#### 目標 11「住み続けられるまちづくりを」

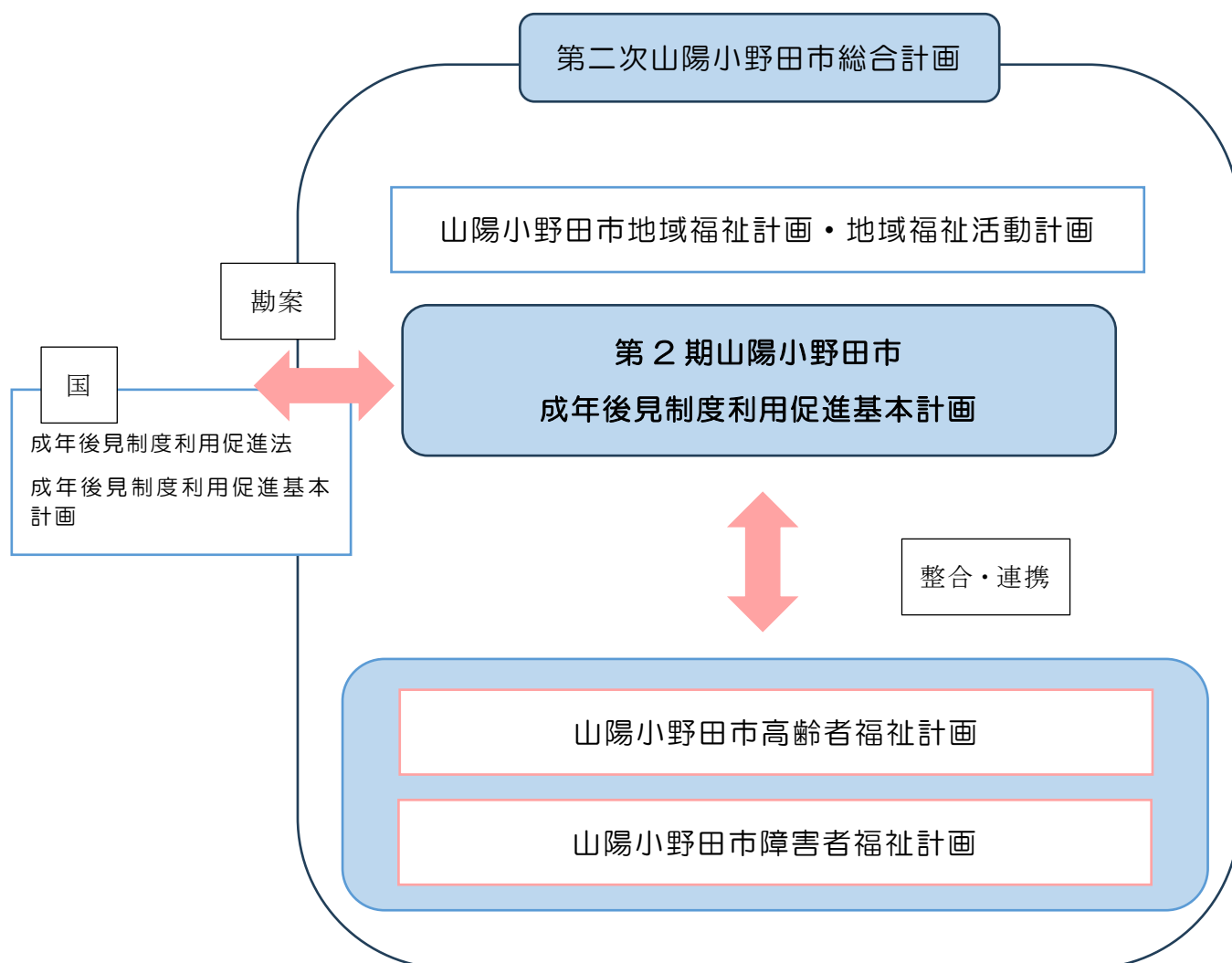
成年後見制度の利用促進は、本人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための地域連携ネットワークの構築を重視しており、包摂的で安全な地域社会の実現に貢献します。

## 目標 16「平和と公正をすべての人に」

成年後見制度は、判断能力が不十分な人々の権利利益を法的に保護する制度です。制度の利用促進や不正防止の徹底は、脆弱な立場にある人々に司法へのアクセスを提供し、公正で包摂的な社会を実現するための基盤となります。

### 2 計画の位置付け

本市では、第二次山陽小野田市総合計画の下で、地域福祉計画を総合的に推進するための山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しているところです。この中で、山陽小野田市高齢者福祉計画など福祉分野における計画と整合・連携を図りながら、また、利用促進法や国第2期計画を勘案して、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るものとして本計画を策定するものです。



### 3 計画の期間

#### (1) 計画の期間

市第2期計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4年間とします。

なお、国等の動向を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

	山陽小野田市 総合計画	山陽小野田市 地域福祉計画	山陽小野田市 成年後見制度 利用促進基本 計画	山陽小野田市 高齢者福祉計画	山陽小野田市 障害者福祉計画	
平成 30 (2018)	第2次	第1次	第1期	第7期	第4次	
令和 1 (2019)						
令和 2 (2020)		第2次		第1期	第8期	第5次
令和 3 (2021)						
令和 4 (2022)						
令和 5 (2023)		第3次		第2期	第9期	第5次
令和 6 (2024)						
令和 7 (2025)		第3次		第2期	第10期	第5次
令和 8 (2026)						
令和 9 (2027)						
令和 10 (2028)						
令和 11 (2029)						

### 4 計画の策定及び評価体制

#### (1) 計画の策定体制

ア 山陽小野田市成年後見制度利用促進協議会での検討

介護、医療、福祉、司法の専門職団体、地域の関係団体及び行政による合議体である、山陽小野田市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）にて幅広い意見を聴取し、計画策定へ反映させています。

#### イ 関係団体や市民から意見を聴取するための取組

関係団体や市民から多様な意見を反映させるため、介護、医療、福祉、金融機  
関及び市民へのアンケート調査を行うとともに、計画に対する市民意見公募（パ  
ブリックコメント）を実施しました。

#### (2) 計画の評価体制

本計画の効果的な推進及び取組の点検・評価は協議会で行います。

## 第2章 本市の現状と今後の方向性

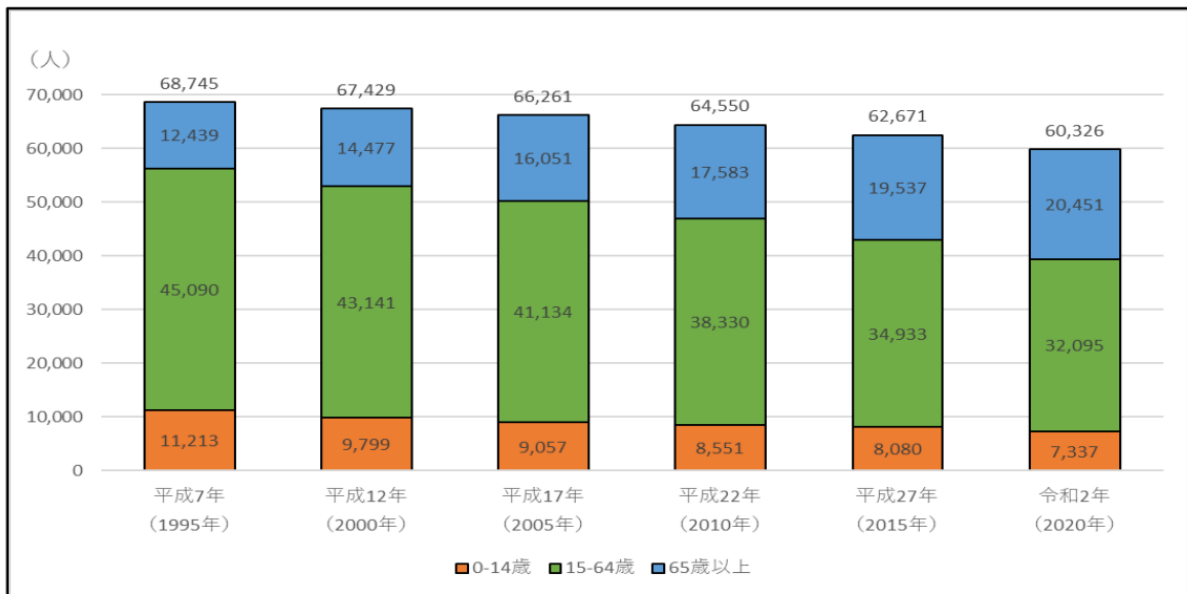
### 1 本市の人口の推移と高齢者、障がい者等の状況

#### (1) 本市の人口の推移

本市の総人口は、平成17年(2005年)の66,261人から、令和2年(2020年)には60,326人となり、減少傾向にあります。一方、高齢者(65歳以上)人口は、平成17年(2005年)は16,051人でしたが、令和2年(2020年)は20,451人となっており、大きく増加しています。

これまでは、高齢者人口が増加する中で、特に後期高齢者(75歳以上)の増加が著しく、平成17年(2005年)には7,629人(総人口に占める割合11.5%)でしたが、令和2年(2020年)には10,449人(同17.3%)と約1.4倍となっています。

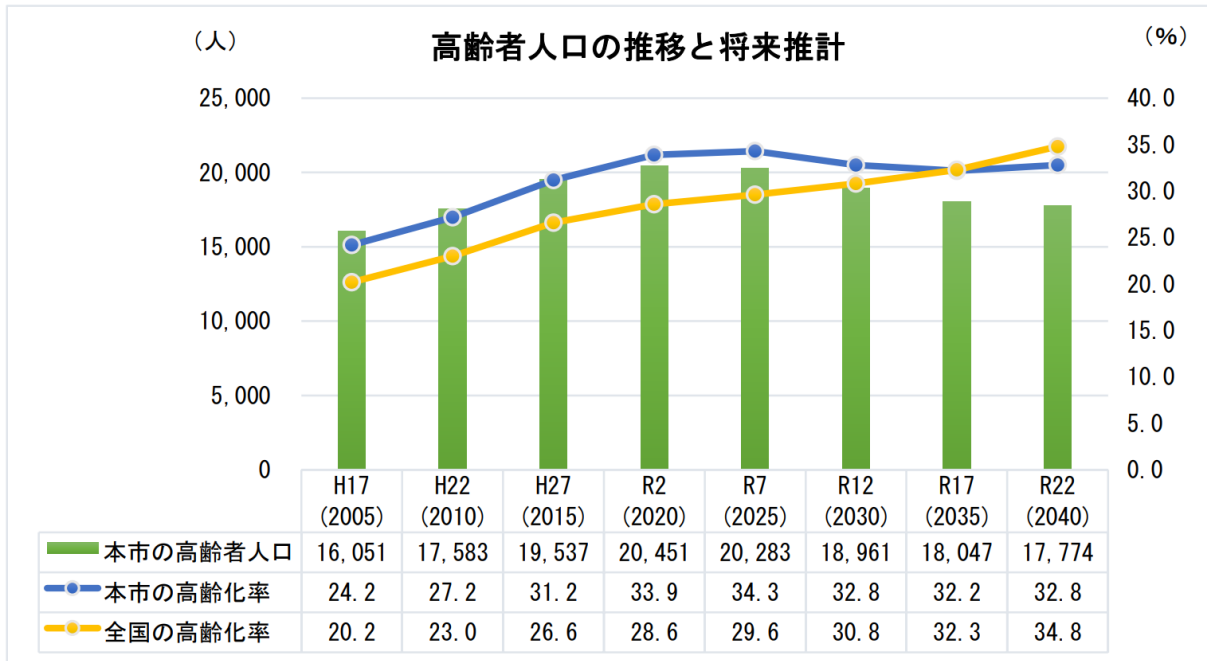
#### 年齢3区分別人口の推移



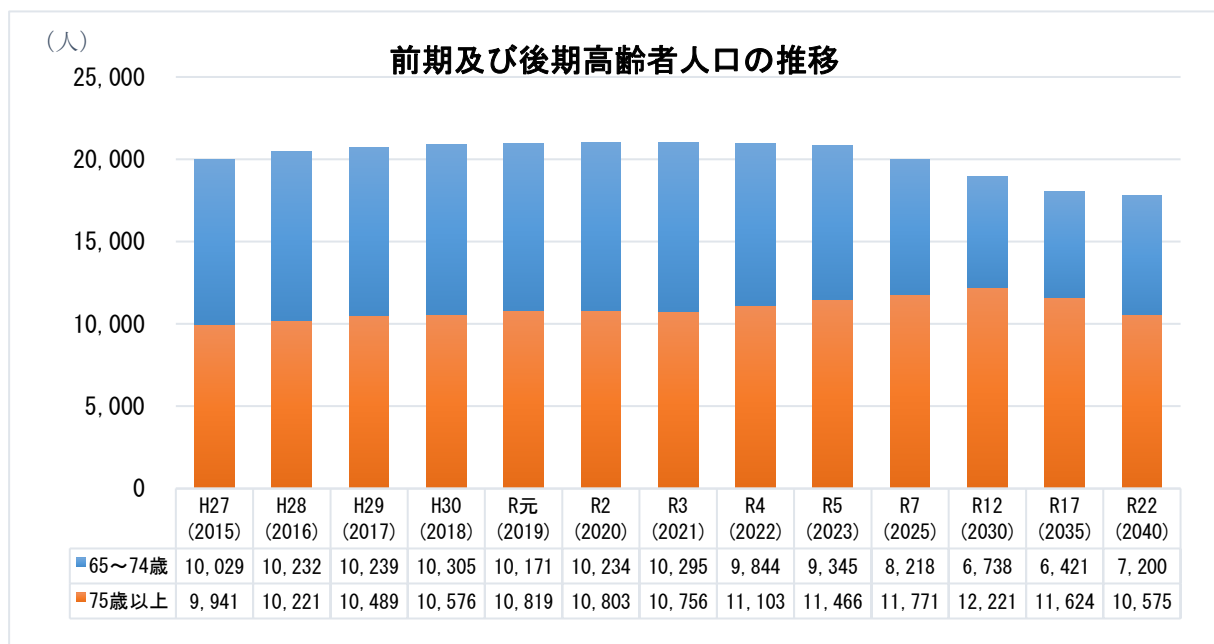
資料：国勢調査 ※総人口は年齢不詳を含む。

## (2) 高齢者人口の推移

令和2年（2020年）に改訂した山陽小野田市人口ビジョンの推計値によると、本市の高齢化率（総人口に占める高齢者人口割合）は、団塊の世代が75歳を迎える、いわゆる2025年問題の令和7年には34.3%と予測され、全国平均の29.6%と比較すると4.7%高くなっています。



資料：H17（2005）～R2（2020）は国勢調査、R7（2025）以降は山陽小野田市人口ビジョンの推計値を基にして独自に推計した人口推計。R7（2025）以降の全国の高齢化率は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」。



資料：H27（2015）～R5（2023）は住民基本台帳、R7（2025）以降は山陽小野田市人口ビジョンの推計値を基にして独自に推計した人口推計。

### (3) 要介護認定の状況

令和5年（2023年）10月現在では、3,789人が要介護認定※を受けており、認定者数は横ばい傾向にあります。

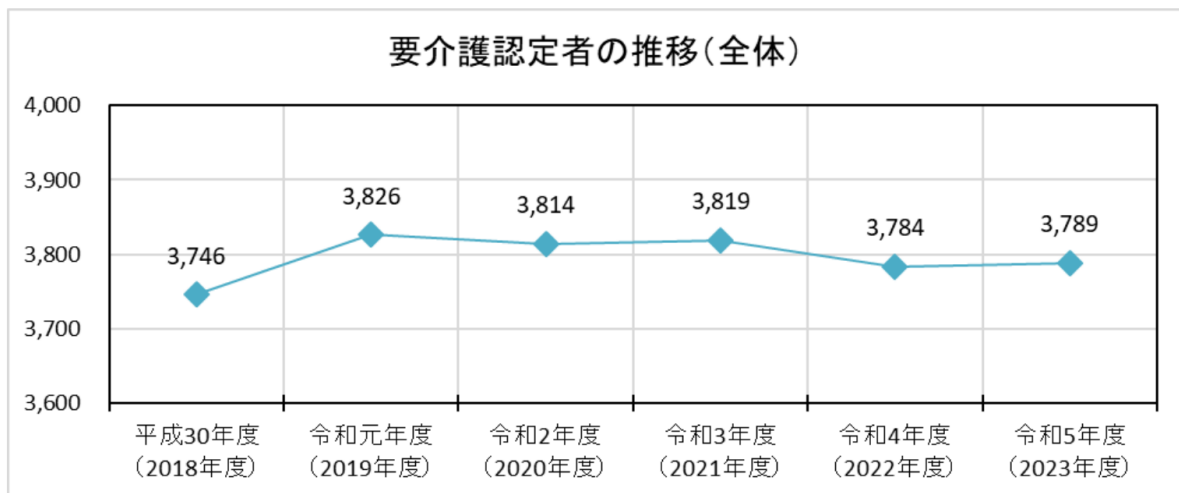
#### 【年度別要介護認定者数】

(単位：人)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
要支援1	423 (6)	478 (7)	479 (3)	461 (6)	460 (6)	473 (7)
要支援2	400 (12)	429 (9)	448 (9)	447 (11)	443 (12)	459 (12)
要介護1	1,043 (13)	1,105 (16)	1,136 (15)	1,153 (20)	1,183 (14)	1,194 (9)
要介護2	680 (13)	647 (10)	633 (11)	614 (7)	580 (5)	543 (6)
要介護3	459 (13)	475 (10)	465 (9)	479 (11)	452 (13)	431 (9)
要介護4	455 (5)	418 (3)	410 (4)	440 (4)	418 (3)	434 (4)
要介護5	286 (7)	274 (6)	243 (5)	225 (6)	248 (8)	255 (9)
総合計	3,746 (69)	3,826 (61)	3,814 (56)	3,819 (65)	3,784 (61)	3,789 (56)

※ ( ) 内は第2号被保険者数(再掲) ※各年度10月時の要介護認定者数。

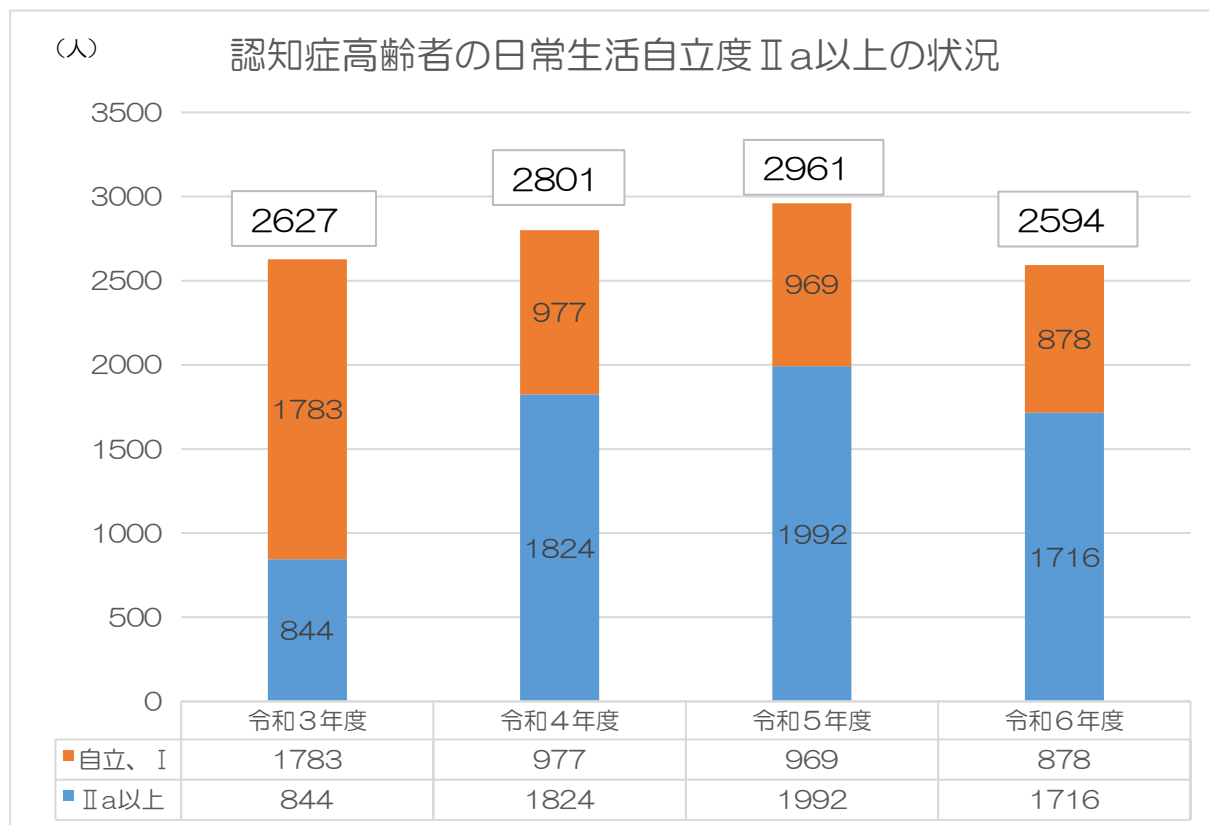
(単位：人)



資料：第9期山陽小野田市高齢者福祉計画

#### (4) 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の状況

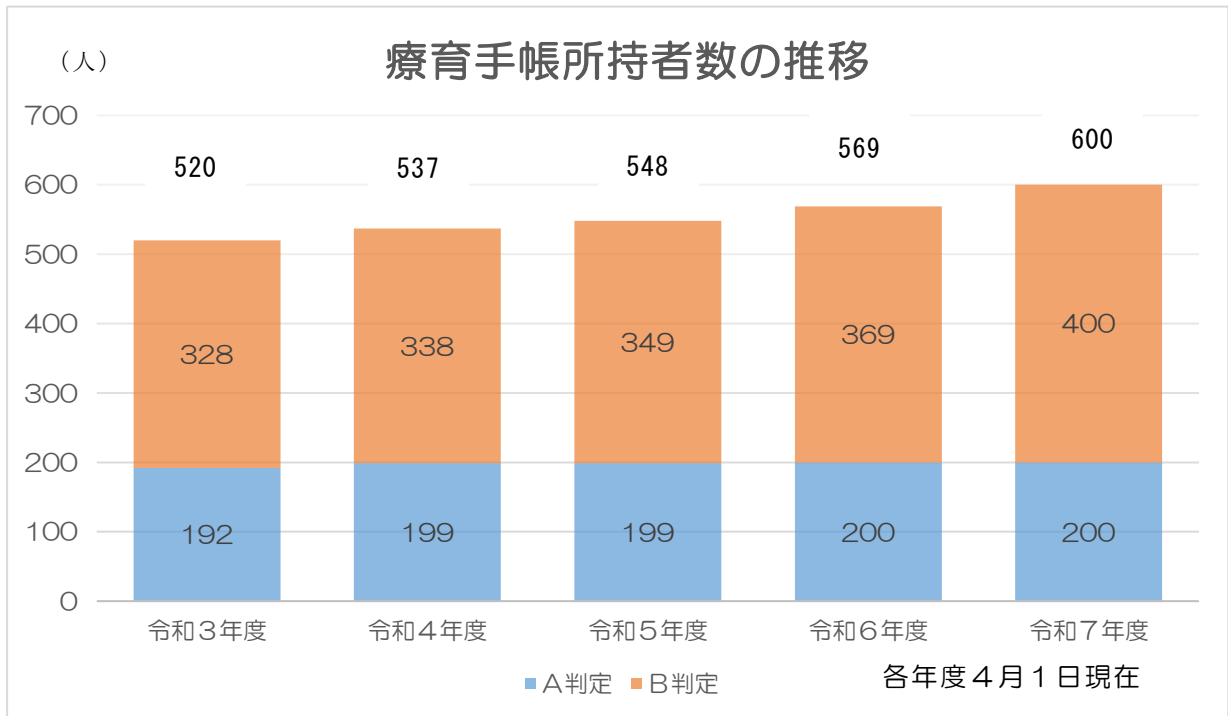
各年度の介護保険の要介護（要支援）認定の申請者のうち、主治医意見書にて、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の方は、以下のとおりです。



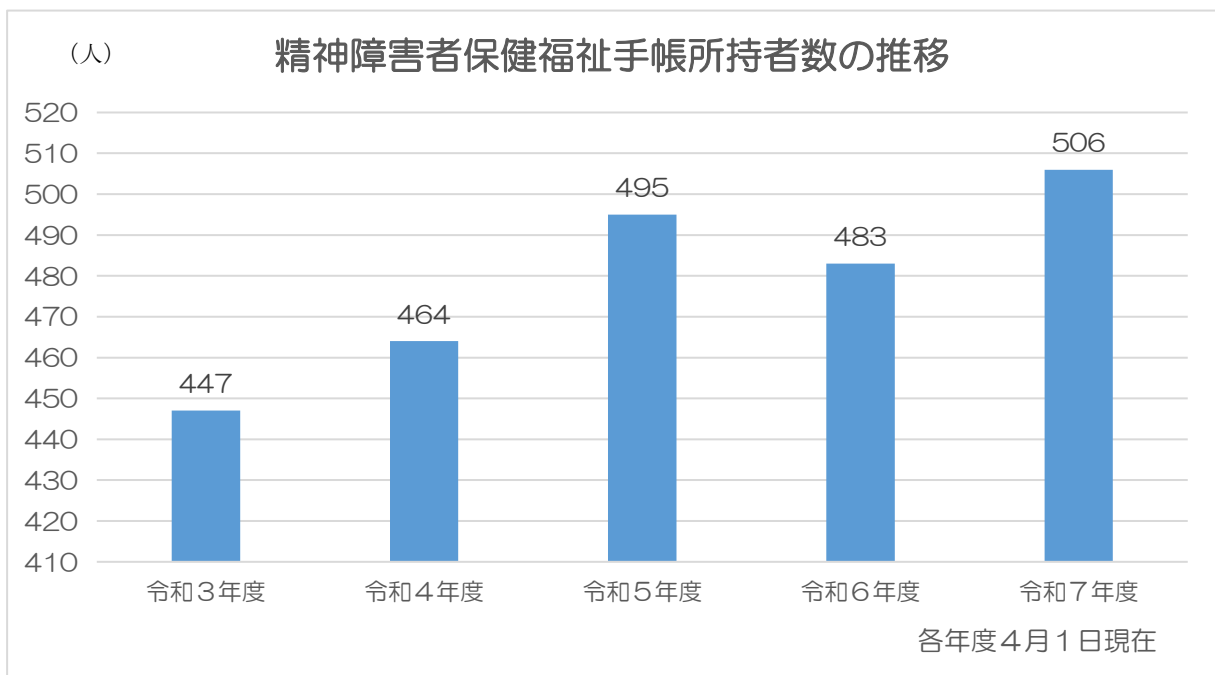
資料：山陽小野田市の要介護・要支援認定者の申請者における主治医意見書より作成

### (5) 障がい者数の推移

本市の療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和7年度（2025年度）まで年々増加しています。



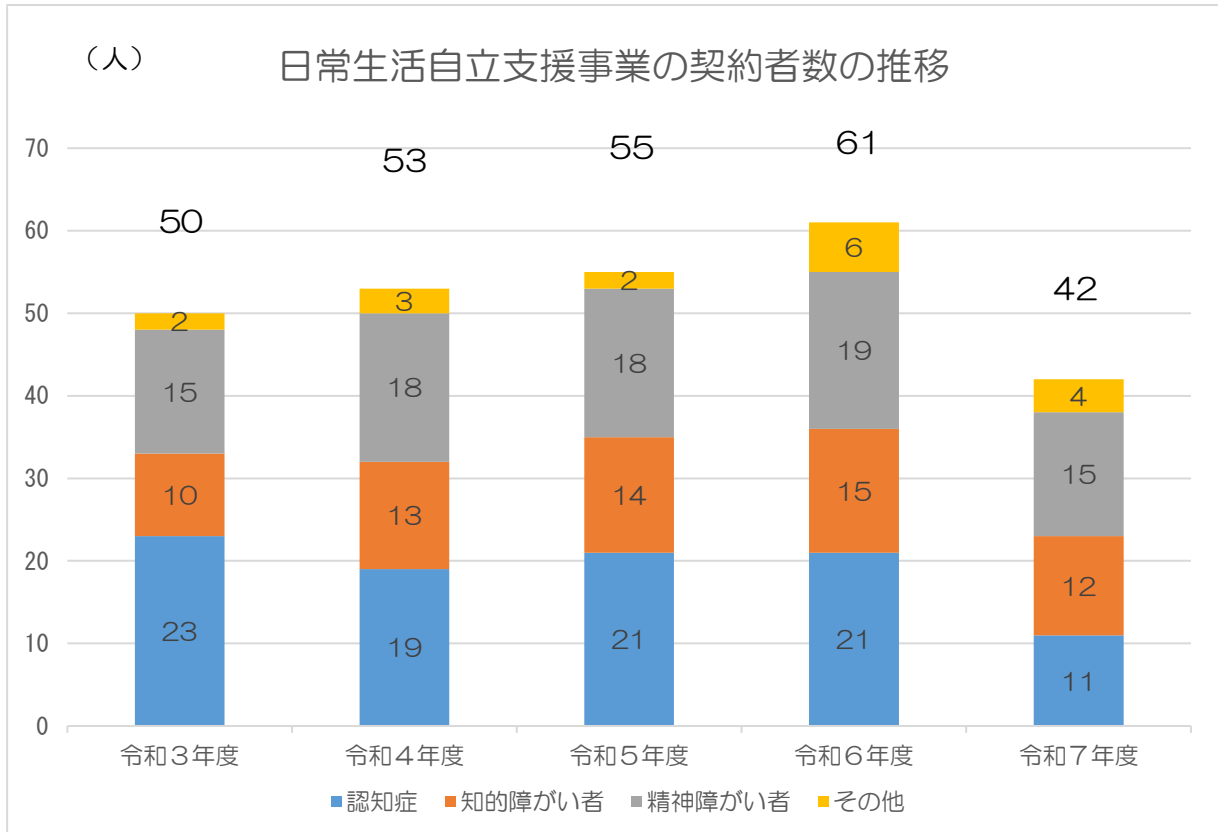
資料：山陽小野田市障害福祉課



資料：山陽小野田市障害福祉課

## (6) 日常生活自立支援事業

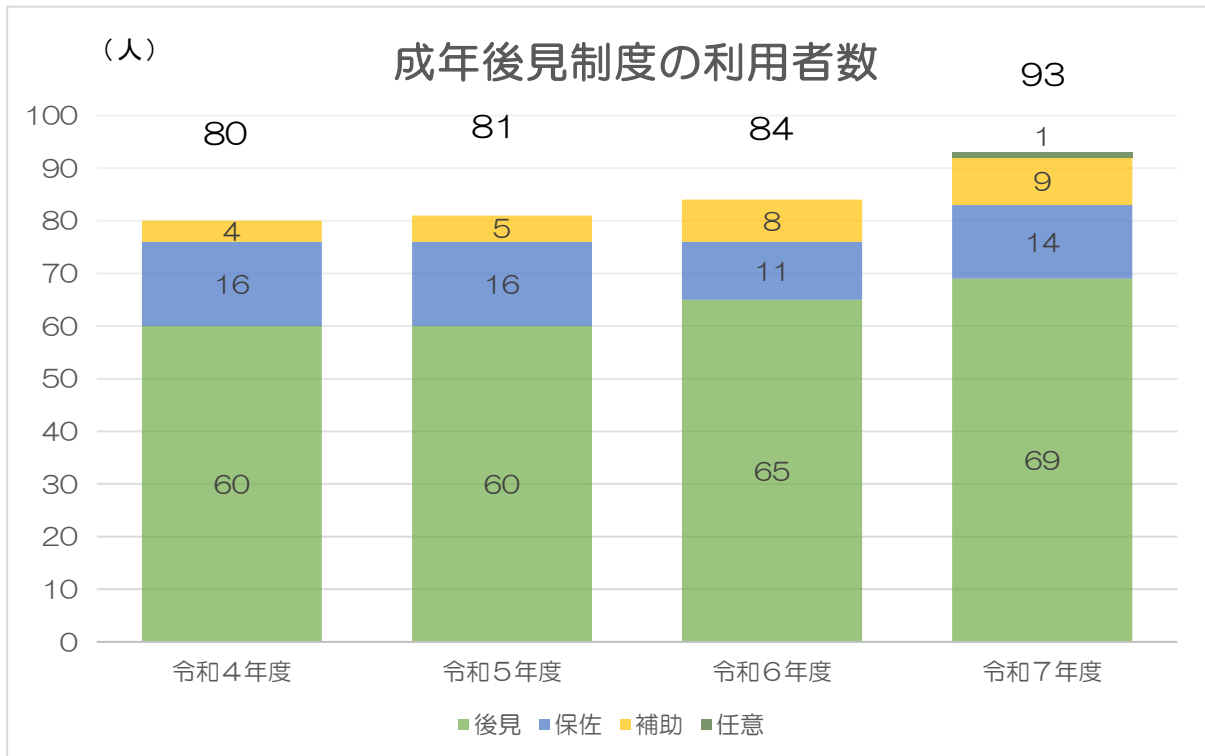
日常生活に不安がある方々が、契約に基づき、福祉サービス等の利用援助や日常的金銭管理等の支援を受けます。本市では、山陽小野田市社会福祉協議会が主体となって実施しています。日常生活自立支援事業の契約者数は、令和7年4月1日時点では、42名となっております。



資料：山陽小野田市社会福祉協議会。各年度4月1日時点

### (7) 成年後見制度の利用状況

本市の成年後見制度の利用者数は、令和7年（2025年）6月27日時点において、法定後見92人、任意後見1人の合計93人です。類型別にみると、後見類型が69人と最も多くなっています。



各年度6月。資料：厚生労働省・山口家庭裁判所資料に基づき山陽小野田市

## 2 中核機関の設置と運営

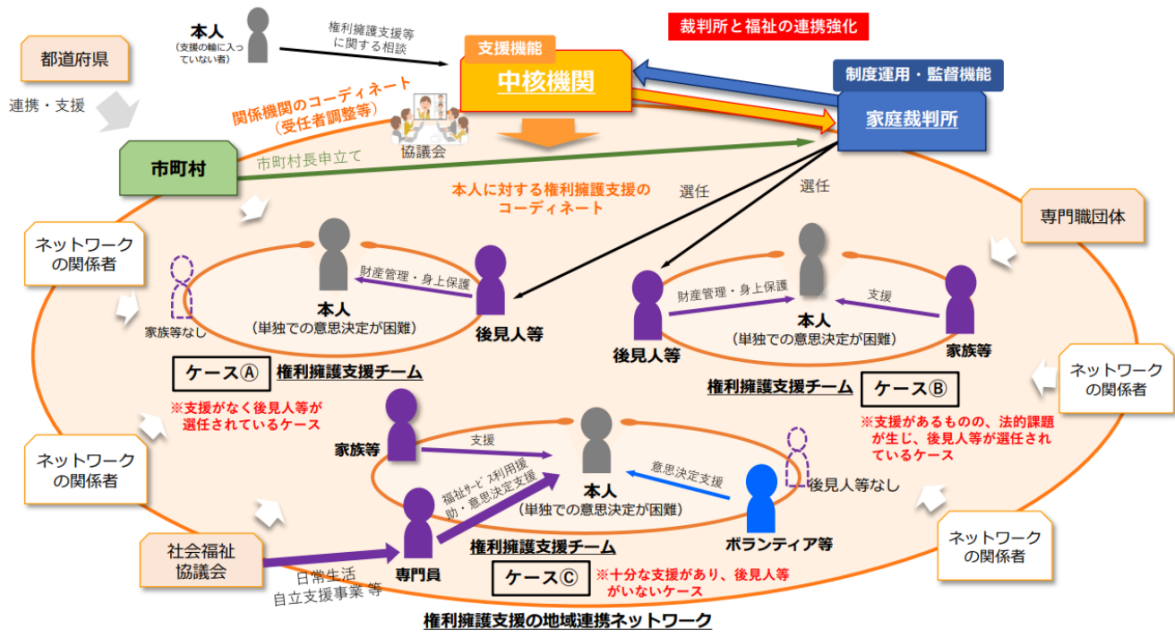
### (1) 中核機関とは

成年後見制度の利用等、何らかの権利擁護支援を必要とする方が必要な支援につながるよう、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援、地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核的な機関や体制です。

### ○中核機関の役割

- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割
- 専門職団体、関係機関の協力及び連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）

◆権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の役割・位置付けイメージ



出典:厚生労働省「成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について」引用

## (2) 市の中核機関の設置と運営

本市では、中核機関を山陽小野田市成年後見センターとして令和4年4月1日より市の直営で設置しています。

市民や関係機関からの成年後見制度に関する相談を始め、本市の権利擁護支援や成年後見制度の利用促進に向け、取組の進捗管理を行うとともに、介護、医療、福祉、司法等の専門職団体や地域の関係機関の皆様との連携協力体制を構築する事で、地域連携ネットワークの構築及び推進を目指しています。

### 本市の中核機関の機能

項目	内容
広報啓発	成年後見制度や中核機関を始めとした相談窓口に関する広報啓発活動
相談対応	成年後見制度に関する相談窓口として、市民や関係機関からの相談に応じます。
成年後見制度の利用促進	主に高齢者に係る市長による後見開始の審判等の申立てや後見人等への報酬の助成を行います。また、成年後見制度が必要な方への適切な後見人等候補者を推薦する受任調整会議を実施します。
後見人支援	後見人等が抱える課題について相談に応じ、後見業務を支援していきます。
地域連携ネットワークの構築及び推進	専門職団体、関係機関の協力、連携強化を図るために関係者のコーディネートや関係機関等で構成する協議会の開催を行います。

### (3) 中核機関の実績

#### ア 広報・啓発（成年後見制度に係る出前講座等の参加人数）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受講人数	141人	65人	79人

\*各年度1回、FMスマイルウェ〜ブ内「ピックアップ!さんようおのだ」にて成年後見制度や成年後見センターの広報

#### イ 相談対応件数

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談延べ件数	196件	216件	207件

#### ウ 市長申立て件数

判断能力が不十分なため、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず自身では申立てができない、申立てを行う親族がいない、親族がいても虐待を受けている等の事情により、申立てが困難な場合に市長が申立てを行います。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市長申立て件数	4件	4件	8件

#### エ 報酬費用の助成の件数及び助成額

対象者の資産等の要件から、後見人等への報酬を負担することが困難な場合に後見人への報酬費用を助成します。助成件数、助成金額ともに年々増加し、令和6年度は助成件数6件、助成金額1,332,000円となっています。

年度	助成件数	助成金額
令和3年度	3	648,000
令和4年度	2	432,000
令和5年度	4	864,000
令和6年度	6	1,332,000

## 才 受任調整会議

成年後見制度が必要な方（市長申立てケースに限る）への適切な後見人等候補者団体を調整する会議

年度	令和5年度	令和6年度
調整件数	3件	4件

## 力 協議会の開催回数

成年後見制度の利用の促進に関する施策の推進に当たり、関係団体等との連携及び協力体制を構築するとともに、広く関係者の意見を反映させるため、協議会を開催しています。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	3	1	2

### 3 成年後見制度に係るアンケート調査

成年後見制度の利用促進及び市第2期計画へ意見を反映させるため、成年後見制度に係る意識調査を、18歳以上の市民、金融機関及び医療・福祉・介護事業者向けに実施しました。

#### (1) 調査の概要

調査名	市民向けアンケート
対象	18歳以上の市民（＊第三次山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に向けた市民アンケート）
配布数	3,000（無作為抽出）
調査方法	郵送にて配布
回収数	924（回収率 30.8%）
調査期間	令和7年6月1日から7月31日まで

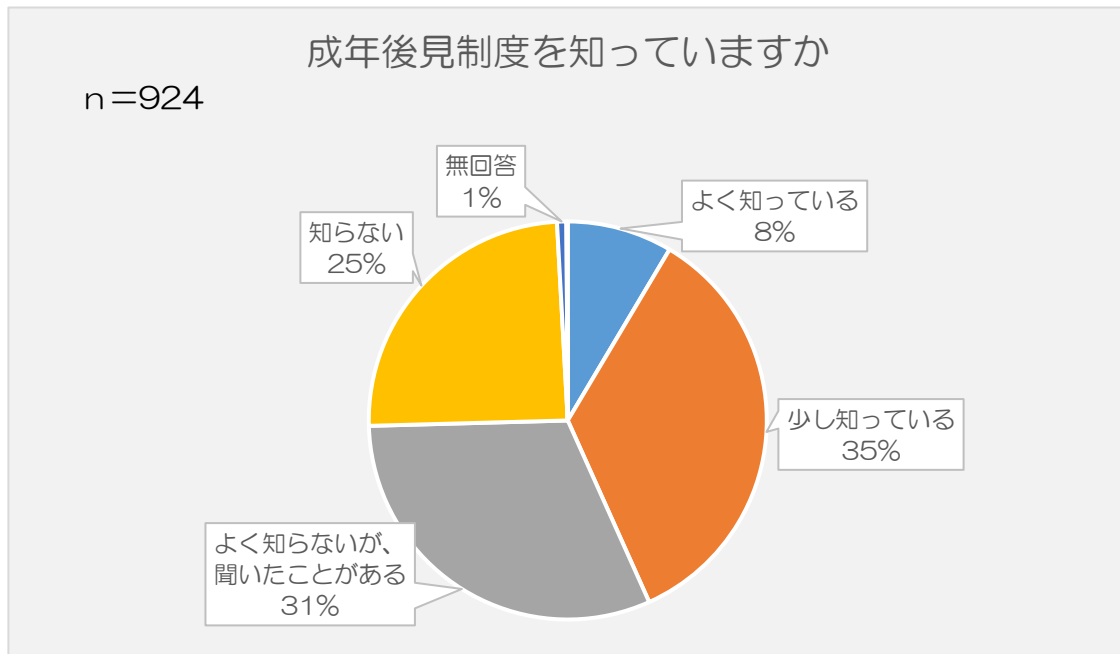
調査名	金融機関向けアンケート
対象	市内金融機関
配布数	26
調査方法	郵送にて配布
回収数	23（回収率 88.46%）
調査期間	令和7年7月1日から7月31日まで

調査名	医療・福祉・介護事業者向けアンケート
対象	市内医療・福祉・介護事業所
配布数	85
調査方法	インターネット回答
回収数	40（回収率 47.05%）
調査期間	令和7年7月1日から7月31日まで

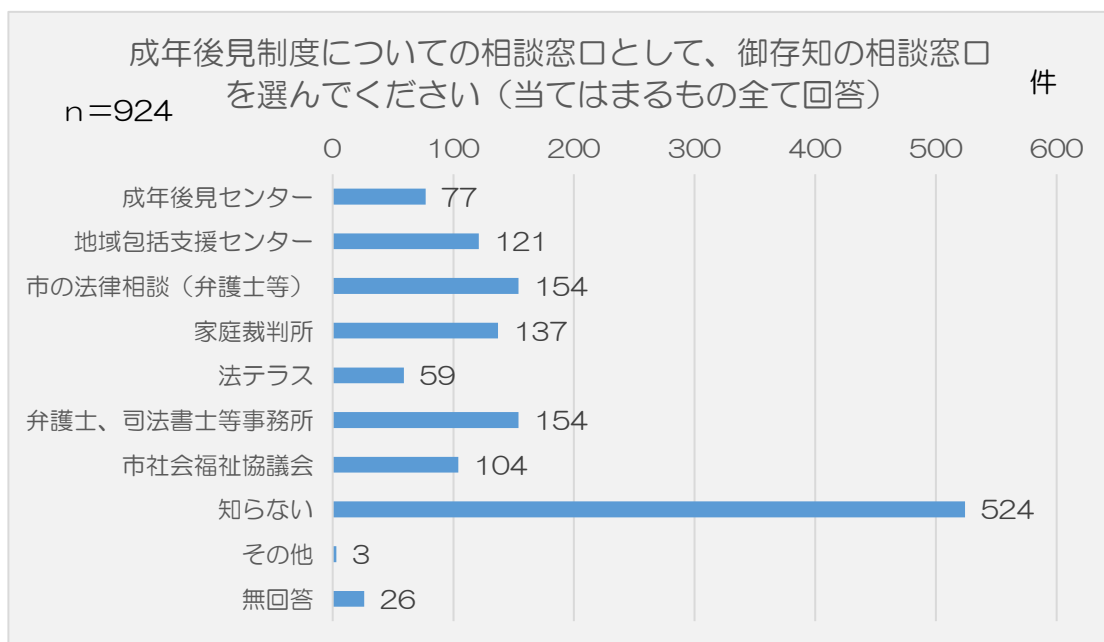
## (2) 調査結果（抜粋）

### ア 市民向けアンケート

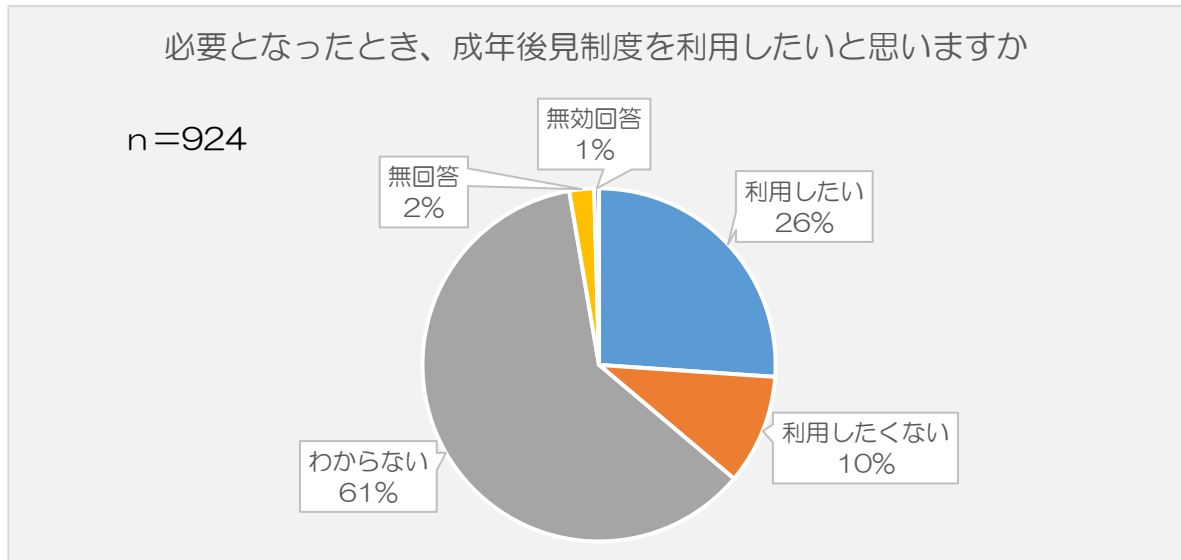
- ・成年後見制度を知っていますか、との問いには「よく知っている（8%）」「少し知っている（35%）」「知らない（25%）」となっています。



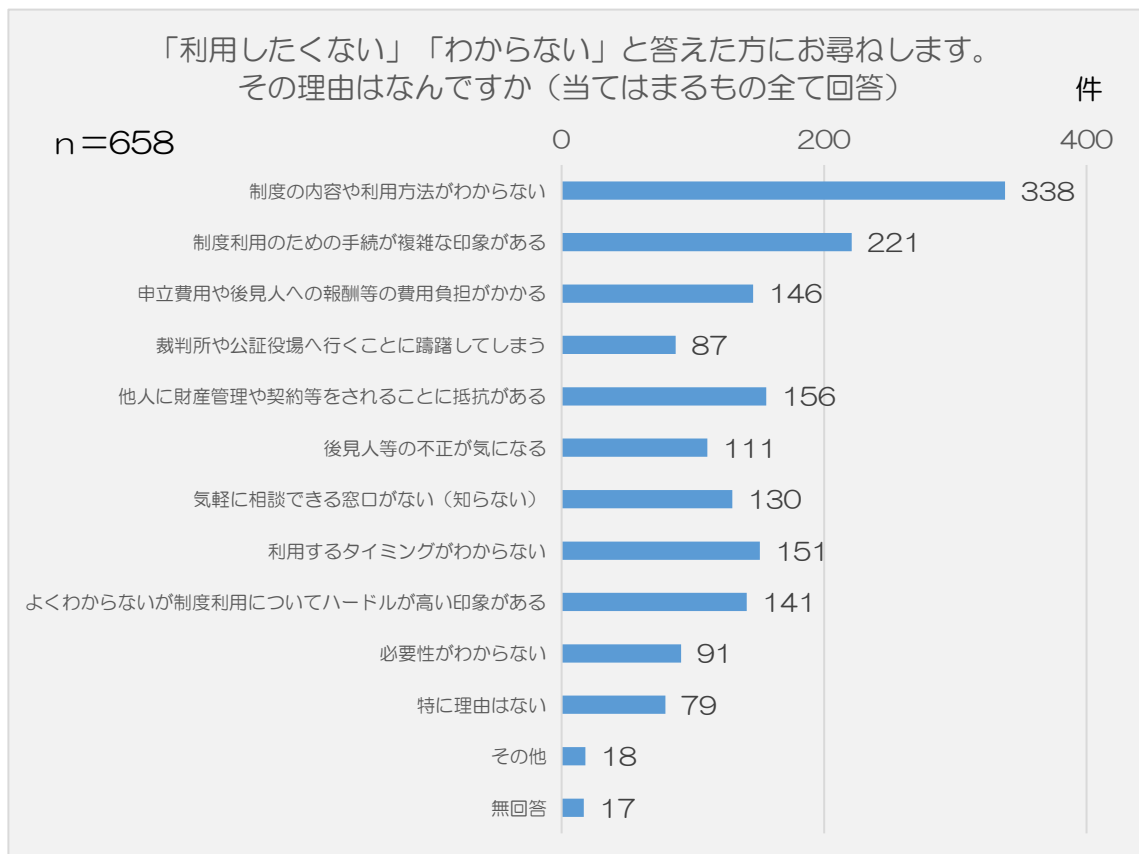
- ・成年後見制度の相談窓口として、知っている窓口は「市の法律相談（弁護士等）（154件）」「弁護士、司法書士等事務所（154件）」と答えた方が多い一方、「知らない（524件）」が最多。



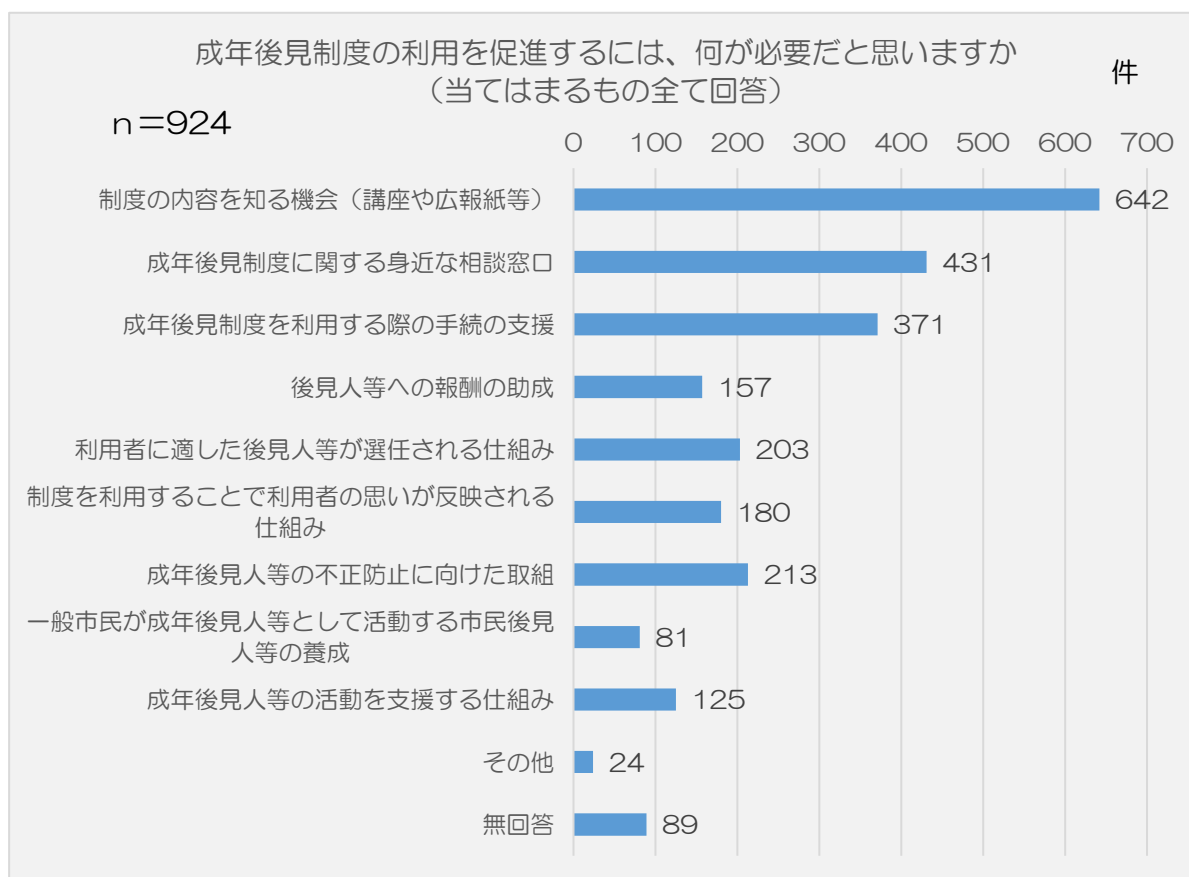
・あなたは、必要となったときは、成年後見制度を利用したいと思いますかの問いに対し、「わからない（61%）」が最多。



・「利用したくない」「わからない」と答えた方の理由として、「制度の内容や利用方法がわからない（338件）」「制度利用のための手続きが複雑な印象がある（221件）」「他人に財産管理や契約等をされることに抵抗がある（156件）」と答えた方が多かった。

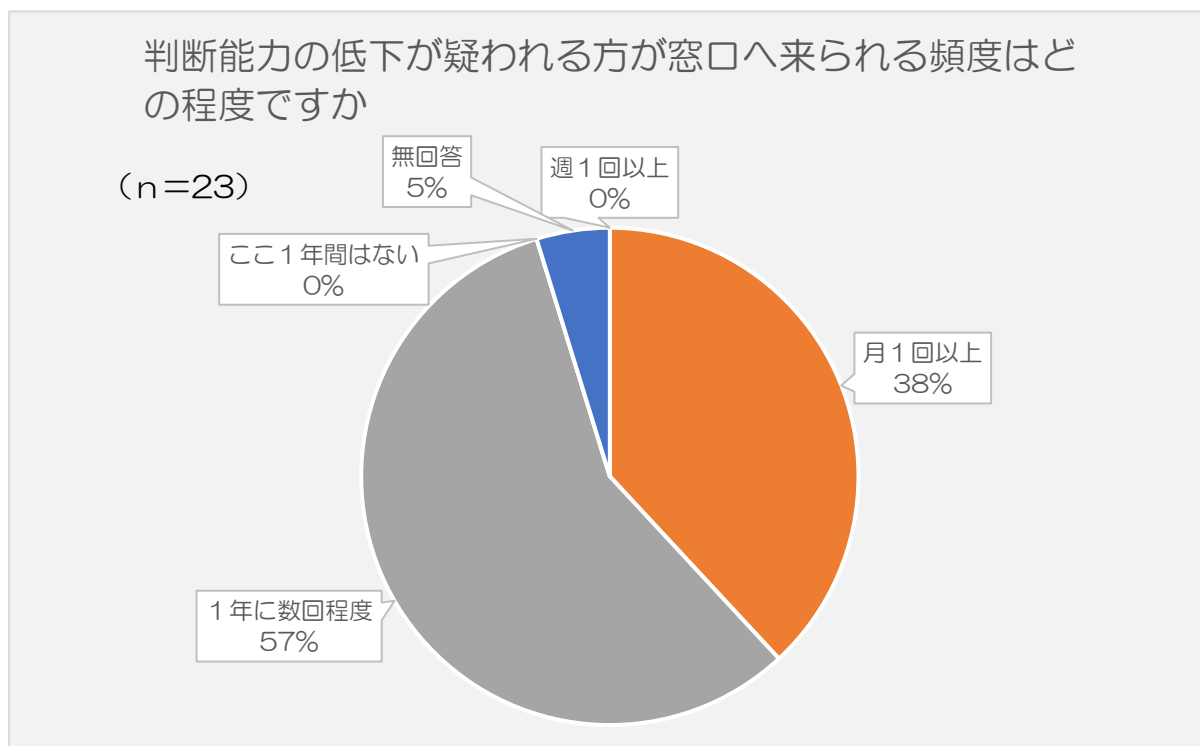


・成年後見制度の利用を促進するには、何が必要だと思いますかの問いに対し、「制度の内容を知る機会（講座や広報紙等）（642件）」「成年後見制度に関する身近な相談窓口（431件）」「成年後見制度を利用する際の手続の支援（371件）」の回答が多かった。

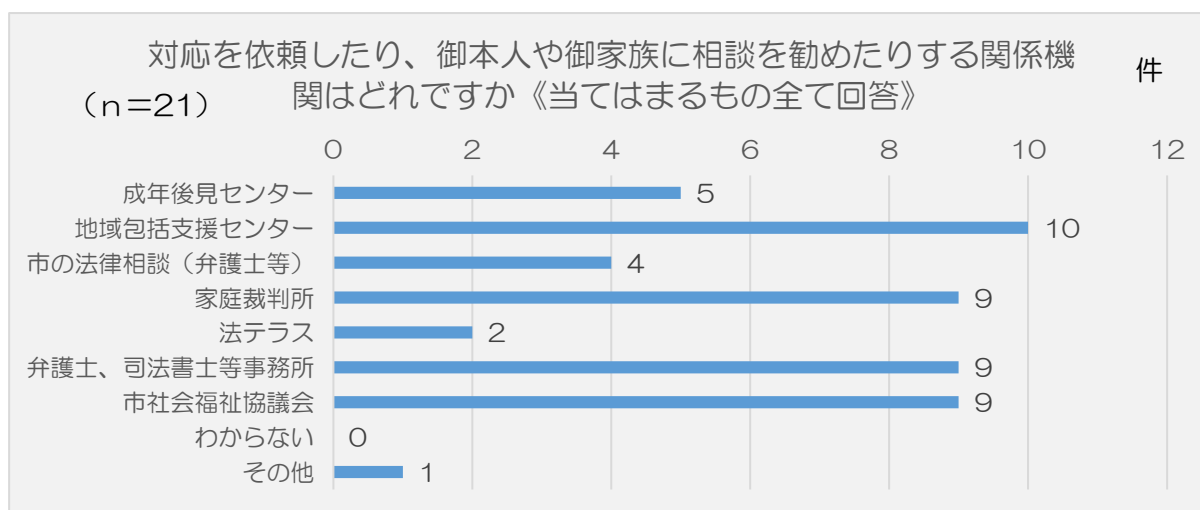


## イ 「成年後見制度に係る意識調査（金融機関向け）」について

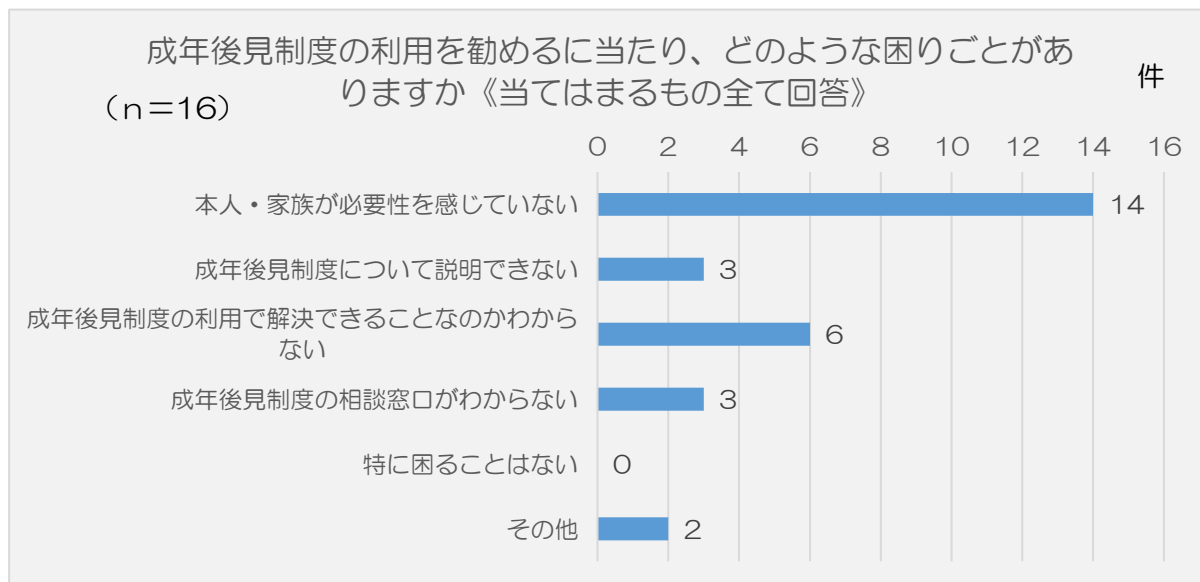
- ・判断能力の低下が疑われる方が窓口へ来られる頻度は、「月1回以上（38%）」「1年に数回程度（57%）」と回答しています。



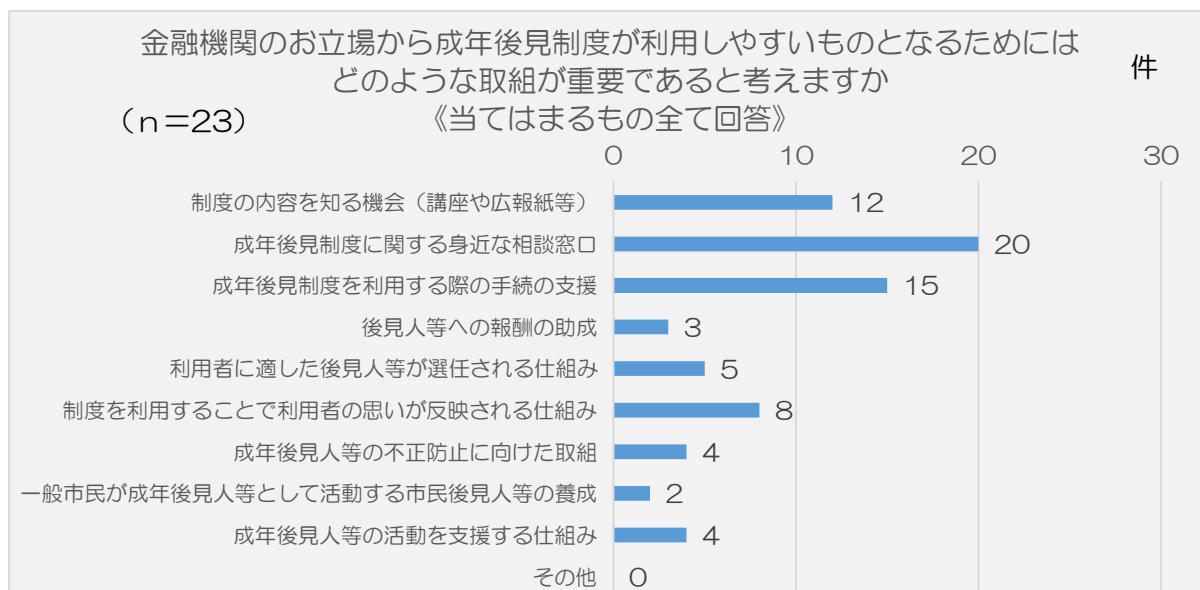
- ・判断能力の低下が疑われる方が窓口へ来られた場合、対応を依頼したり、相談を勧めたりする機関として、「地域包括支援センター（10件）」「家庭裁判所、弁護士、司法書士等事務所、市社会福祉協議会（ともに9件）」との回答が多く、成年後見制度等の利用を含め、判断能力の低下が疑われる方への支援に向け、これらの関係機関との連携協力体制の構築が必要です。



・成年後見制度の利用を勧めるに当たり、どのような困りごとがありますか、との問いについては「本人・家族が必要性感じていない（14件）」「成年後見制度の利用で解決できることなのかわからない（6件）」「成年後見制度について説明できない、相談窓口がわからない（ともに3件）」との回答が多く制度の内容、必要性の理解を促すことや窓口等を周知していくことが必要です

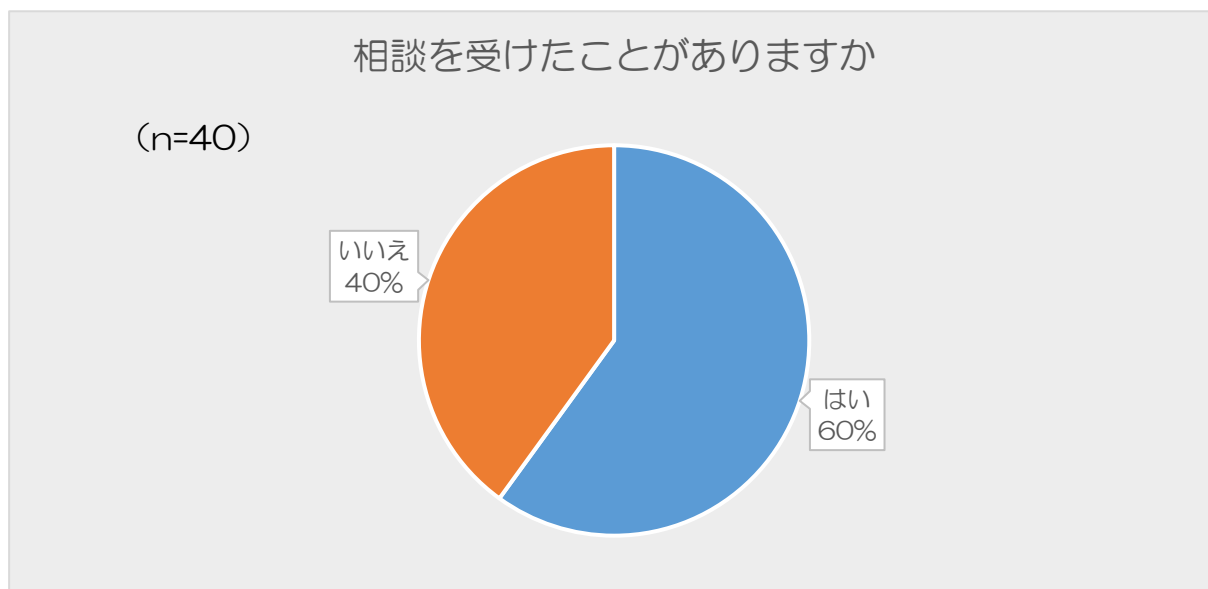


・金融機関の立場から、成年後見制度が利用しやすいものとなるために、どのような取組が重要であると考えますかの問いについては、「身近な相談窓口（20件）」「制度を利用する際の手続支援（15件）」「制度内容を知る機会（講座や広報紙等）（12件）」が多く、これらの取組を推進することが必要です。

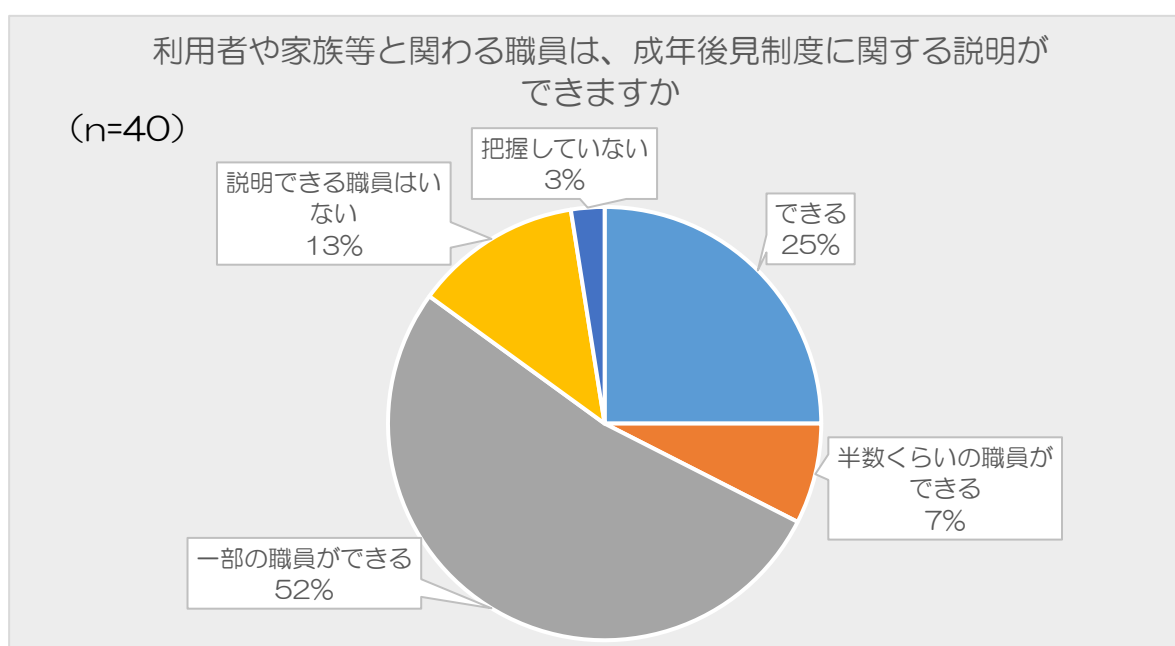


ウ 「成年後見制度に係る意識調査（医療・福祉・介護事業者向け）」について

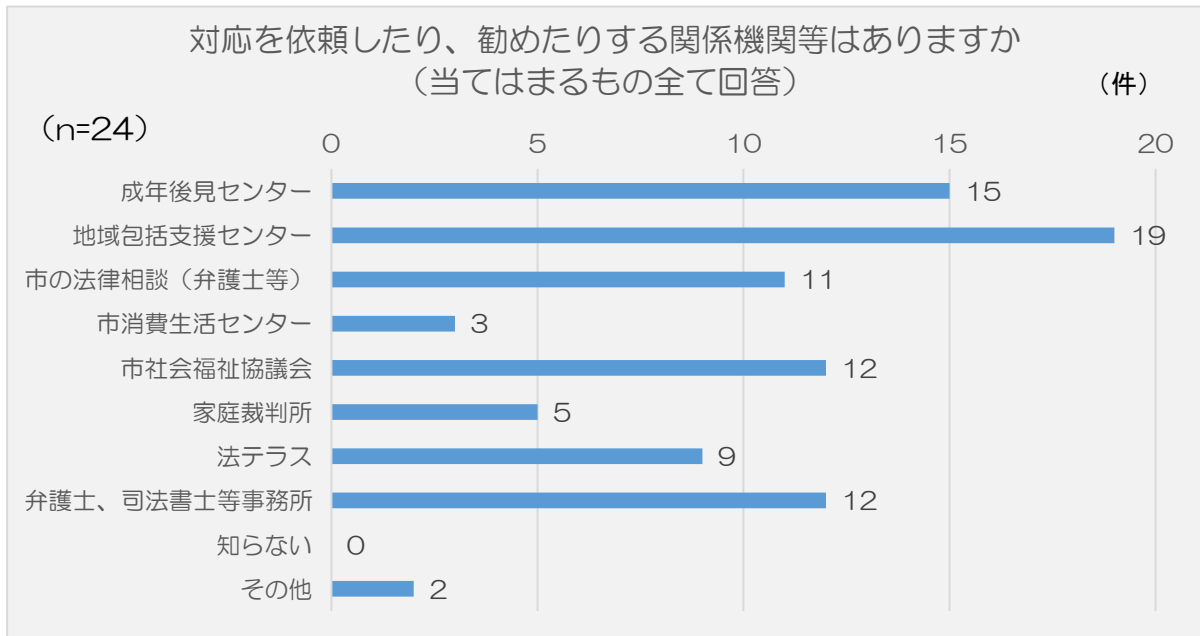
- ・成年後見制度に関する相談について「受けたことがある（60%）」「受けたことがない（40%）」となっています。



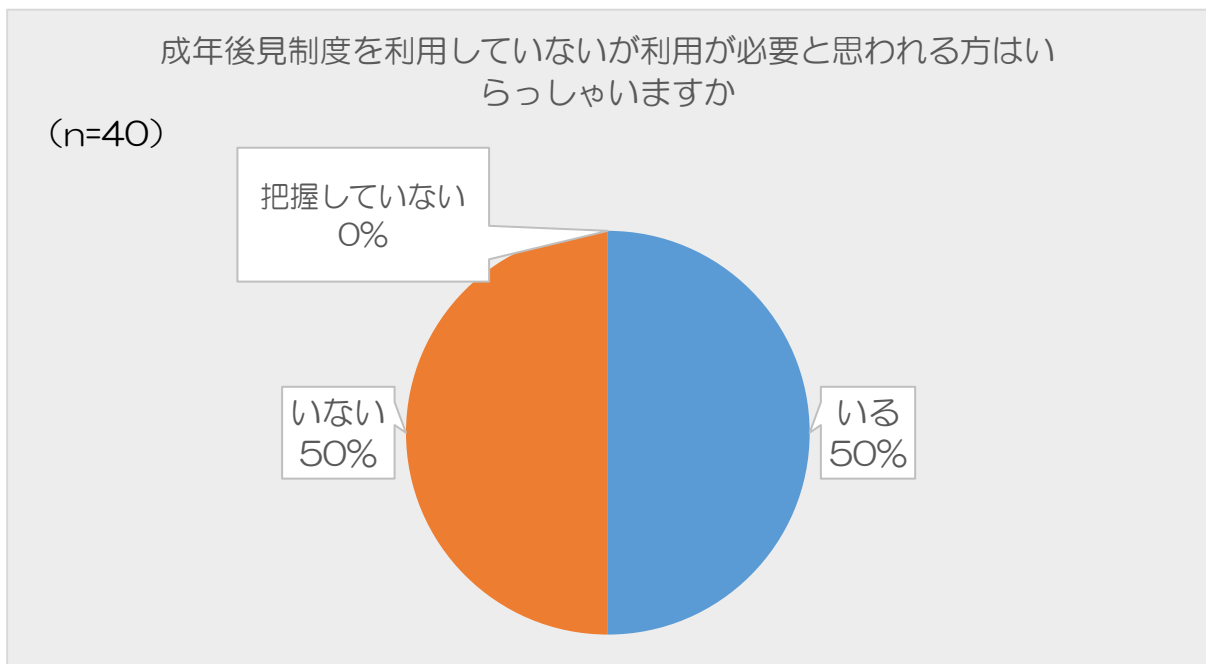
- ・成年後見制度に関する説明（大まかな内容、申立ての方法や費用負担等）ができるかは、「説明できる職員がいる（84%）」と答えた方が多い一方で、「説明できる職員はいない（13%）」となっており、各事業所が成年後見制度に関する相談があった際に、大まかな説明ができるよう、成年後見制度に関する周知や理解を促す取組が必要です。



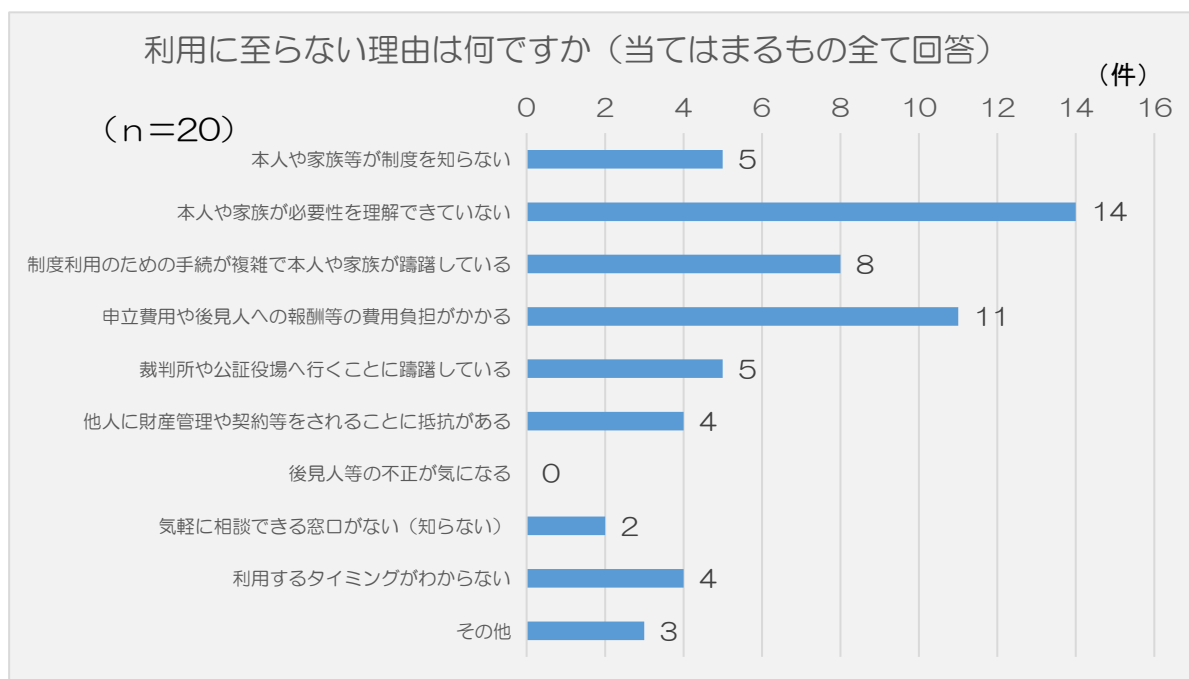
・対応を依頼したり、相談を勧めたりする関係機関として、市だけでなく、「市社会福祉協議会（12件）」「弁護士、司法書士等事務所（12件）」「法テラス（9件）」との回答が多く、成年後見制度の利用が必要と考えられる方の支援のため、これらの関係機関との連携協力体制の構築が必要です。



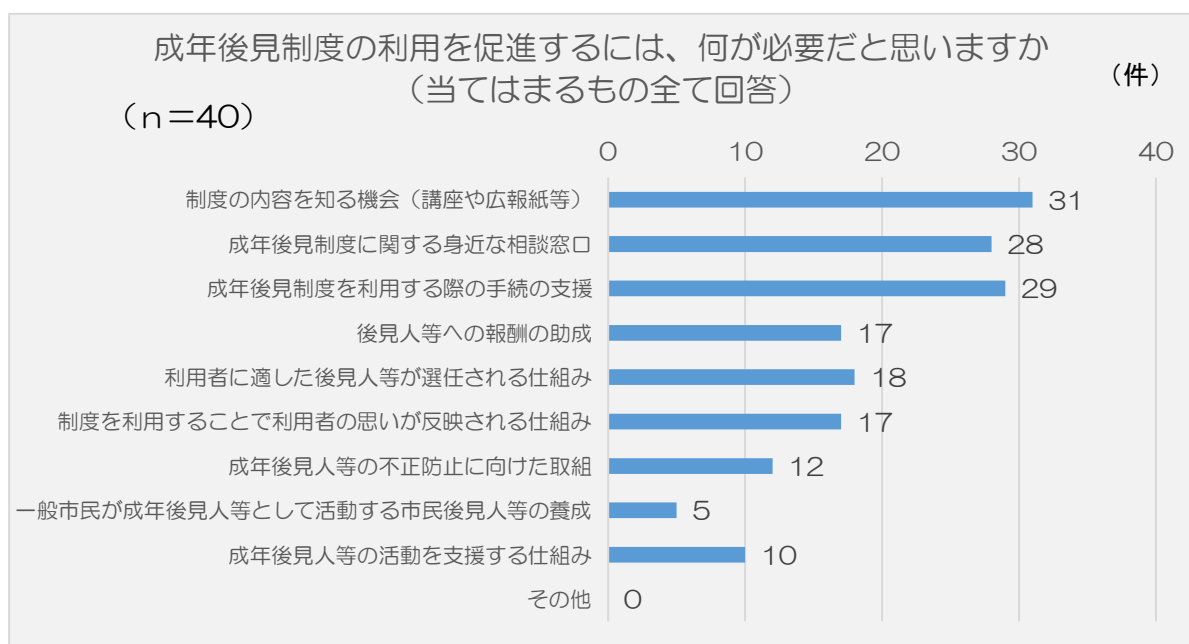
・成年後見制度を利用していないが利用が必要と思われる方はいらっしゃいますかに対し、「いる」が50%（20件）とつながっていないケースがある。



・利用に至らない理由として、「本人や家族が必要性を理解できていない（14件）」「申立費用や後見人への報酬等の費用負担がかかる（11件）」「制度利用のための手続きが複雑で本人や家族が躊躇している（8件）」が多かった。



・成年後見制度が利用しやすい制度となるために必要なことについて、「制度の内容を知る機会（講座や広報紙等）（31件）」「成年後見制度を利用する際の手続きの支援（29件）」「身近な相談窓口（28件）」との回答が多く見られました。



## 4 本市の現状と今後の方向性

本市の成年後見制度を取り巻く現状と今後の方向性は、以下のとおりです。

### 現状

#### (1) 成年後見制度の普及状況

##### ア 現状

###### ○市民向けアンケートから見える現状

- ・成年後見制度を「知っている」と答えた割合は 43%。
- ・成年後見制度を「利用したくない」「わからない」と答えた方の理由として、「制度の内容や利用方法がわからない（338 件）」が最多。
- ・成年後見制度の利用促進に必要なこととして「制度の内容を知る機会（642 件）」が最多。

###### ○医療・福祉・介護事業者向けアンケートから見える現状

- ・成年後見制度について「説明できる職員はいない」と答えた割合は 13%。
- ・成年後見制度の必要性の理解について、本人や家族が成年後見制度の利用に至らない理由として「本人や家族が必要性を理解できていない（14 件）」が最多。

##### イ 今後の方向性

- ・市民及び支援者の成年後見制度に対する理解が進み、制度を必要とする人が安心して利用できるよう、制度の普及を促進するための取組を行います。

#### (2) 包括的な相談支援体制の状況

##### ア 現状

###### ○市民向けアンケートから見える現状

- ・成年後見制度の相談窓口を「知らない（524 件）」と答えた方が最多。
- ・成年後見制度の利用促進に必要な事として「身近な相談窓口（431 件）」と答えた方が多数。

### ○金融機関向けアンケートから見える現状

- ・対応を依頼したり相談を進める機関として、市だけではなく、「家庭裁判所（9件）」「弁護士・司法書士等事務所（9件）」「市社会福祉協議会（9件）」と答えた方が多かった。
- ・成年後見制度の利用促進に必要なこととして「身近な相談窓口（20件）」が最多。

### ○医療・福祉・介護事業者向けアンケートから見える現状

- ・対応を依頼したり相談を進める機関として、市だけではなく、「市社会福祉協議会（12件）」「弁護士司法書士等事務所（12件）」、「法テラス（9件）」と答えた方が多かった。
- ・成年後見制度の利用促進に必要なこととして「身近な相談窓口（28件）」と答えた方が多数。

### イ 今後の方向性

- ・相談窓口として成年後見センターや関係機関の普及啓発にも努めます。
- ・関係機関と連携し、地域で権利擁護支援を必要とする人が適切な支援につながるよう、相談窓口の体制整備に取り組みます。

## （3）成年後見制度の利用状況

### ア 現状

#### ○本市の人口の推移と高齢者、障がい者概要から見える現状

- ・成年後見制度の利用者となり得る認知症高齢者（認知症自立度Ⅱa以上）は1,716人（令和6年度）、知的障がい者は600人（令和7年4月1日）、精神障がい者506人（令和7年4月1日）となっている一方、成年後見制度の利用者数は93人（令和7年6月27日）と、利用者となり得る人数に対して少ない状況となっている。

## ○市民向けアンケートから見える現状

- ・成年後見制度を「利用したくない（10%）」「わからない（61%）」と答えられた方の理由として、「申立費用や後見人への報酬等の費用負担がかかる（146件）」と答えられた方が多数。

## イ 今後の方向性

- ・本人、親族等による後見開始の申立てが期待できない者について、市長申立てによる適切な成年後見制度の利用支援に取り組みます。
- ・本人、親族申立ての支援について、費用の助成の必要性の分析を含め検討を進めます。
- ・成年後見制度を始めとした権利擁護支援が必要な方が必要な支援につながるよう、行政だけでなく、多職種による地域連携ネットワークの仕組み作りに取り組みます。

## 第3章 計画の基本理念、基本目標及び施策の体系

### 1 基本理念

山陽小野田市は、第二次山陽小野田市総合計画で将来都市像を「活力と笑顔あふれるまち」とし、「スマイルシティ山陽小野田」をキャッチフレーズとしています。加えて、計画の基本目標の一つに「子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～」を掲げています。

市第1期計画の基本理念（方針）は「誰もが、意思が尊重され、権利が護られながら、笑顔で安心して暮らし続けることができるまちづくり」としていました。

新たに示された国第2期計画の基本的な考え方は、「地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援を推進する」とされており、これは、市第1期計画の基本理念（方針）と同様の趣旨であるため、市第2期計画においても基本理念は変えず、継続して成年後見制度の利用促進に取り組みます。

### 基本理念

「誰もが、意思が尊重され、権利が護られながら  
笑顔で安心して暮らし続けることができるまちづくり」

### 2 基本目標

基本理念に基づき、以下のとおり基本目標を定めます。

- 基本目標1 成年後見制度の普及
- 基本目標2 包括的な相談支援体制の充実
- 基本目標3 成年後見制度の利用支援
- 基本目標4 地域連携ネットワーク作り

### 3 施策の体系

本計画の、施策の体系は以下のとおりです。

基本目標	具体的取組
成年後見制度の普及	1 成年後見制度の周知・広報
包括的な相談支援体制の充実	1 成年後見センターによる相談対応及び周知 2 関係機関を含めた包括的な相談支援体制の充実及び周知
成年後見制度の利用支援	1 成年後見制度利用支援事業の実施 2 申立て費用の助成の検討 3 受任調整会議の開催 4 新たな担い手の検討
地域連携ネットワーク作り	1 コーディネート機能 2 協議会 3 権利擁護支援チームの支援

## 第4章 基本目標と施策

### 基本目標1 成年後見制度の普及

市民に成年後見制度の正しい理解が広がり、成年後見制度を必要とする人が安心して利用できるよう制度の普及に取り組みます。

現状では、市民向けアンケートにおいて、「成年後見制度を知っている（43%）」。医療・福祉・介護事業者向けアンケートにおいて、「成年後見制度に関する説明（制度の大まかな内容、申立ての方法等）ができる（84%）」。

これらの割合を以下の取組により増やしていきます。

#### 1 成年後見制度の周知・広報

成年後見制度の周知・広報活動を行い、成年後見制度の普及に努めます。

- (1) 市民向けの出前講座の実施
- (2) 支援者向け研修会の開催
- (3) 専門職による成年後見制度に関する講演会の開催
- (4) 広報紙への掲載
- (5) 公式ホームページ、公式 LINE、デジタルサイネージによる情報発信
- (6) FM スマイルウェブによる情報発信
- (7) 成年後見制度の内容、相談窓口のチラシやパンフレットの作成
- (8) (7) を住民運営通いの場、認知症カフェ等へ配布・周知

## 基本目標 2 包括的な相談支援体制の充実

成年後見制度に関する相談対応を行う成年後見センターを設置・運営し、成年後見制度を始めとした権利擁護支援が必要な方や後見人等からの相談窓口であることを広く周知します。また、成年後見制度等の相談窓口である関係機関と包括的な相談支援体制を整備し、相談窓口の周知にも努めます。

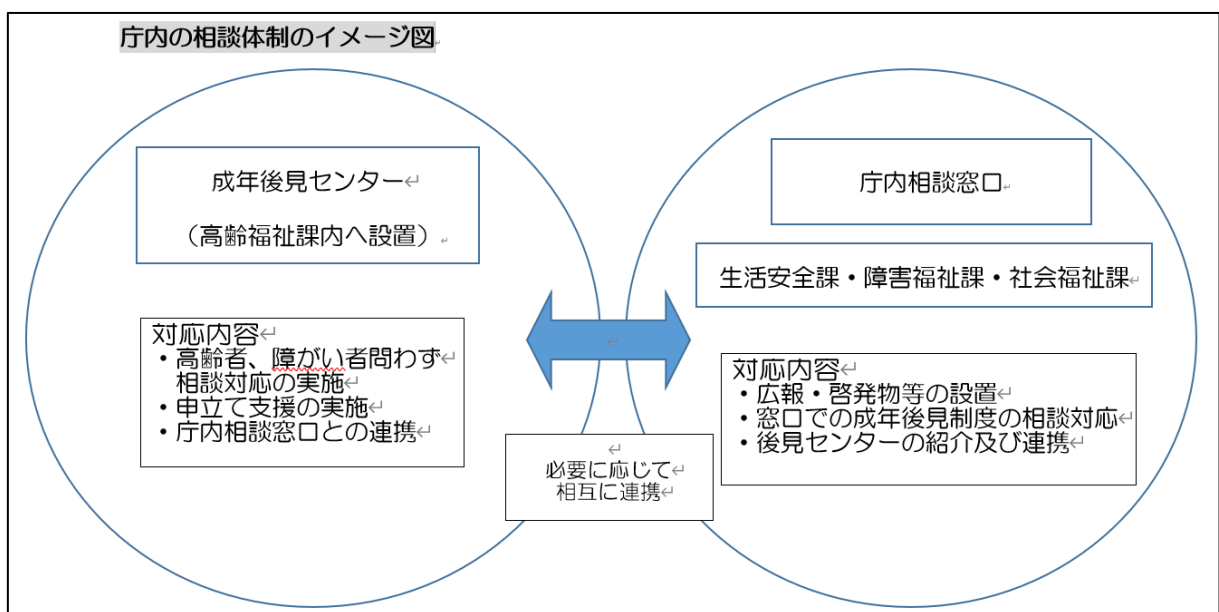
現状では、成年後見センターへの「相談延べ件数 207 件（令和 6 年度）」。  
市民向けアンケートにおいて「成年後見制度の相談窓口を知っている（40%）」であり、以下の取組により、成年後見センターへの相談件数や相談窓口を知っている人の割合を増やしていきます。

### 1 成年後見センターによる相談対応及び周知

- (1) 成年後見制度に関する総合相談窓口としての機能
- (2) 自らあるいは親族等が申立てを行う際の申立手続に関する相談支援
- (3) 後見人等の活動を支援する機能
- (4) 成年後見センターの周知 \*基本目標 1 とともに周知を実施

### 2 関係機関を含めた包括的な相談支援体制の充実及び周知

- (1) 庁内関係課（市の生活安全課、障害福祉課、社会福祉課）による相談対応及び連携



(2) 成年後見制度や類似制度等を含めた相談窓口の周知及び利用支援

成年後見センター TEL 0836-82-1149

活動のタイトル	対象者	内容
相談対応	市民全員	成年後見制度に関する相談窓口として相談対応を行う
成年後見制度利用支援事業 (市長申立て)	65歳以上の高齢者	自身では申立てができない、申立てを行う親族がない等の事情により、後見開始の審判等の申立てが困難な場合に市長が申し立てる
成年後見制度利用支援事業 (報酬助成)	65歳以上の高齢者	対象者の資産等の要件から、後見人等への報酬を負担することが困難な場合に後見人への報酬費用を助成

市障害福祉課 TEL 0836-82-1170

活動のタイトル	対象者	内容
地域生活支援事業 (市長申立て)	65歳未満の障がい者	自身では申立てができない、申立てを行う親族がない等の事情により、後見開始の審判等の申立てが困難な場合に市長が申し立てる
地域生活支援事業 (報酬助成)	65歳未満の障がい者	対象者の資産等の要件から、後見人等への報酬を負担することが困難な場合に後見人への報酬費用を助成

市生活安全課 TEL 0836-82-1133

活動のタイトル	対象者	内容
弁護士法律相談	市民	1組 20分以内の無料法律相談 原則：毎月第2木曜日 13時30分から15時30分まで
司法書士法律相談	市民	1組 20分以内の無料法律相談 原則：毎月第4木曜日 9時から11時まで

法テラス山口 住所：山口市黄金町 1-10 菜花道門キューブ 2階

活動のタイトル	対象者	内容
弁護士との無料法律相談 TEL0570-078353	経済的にお困りの方 収入（平均月収）や資産 （お持ちの現金・預貯金）が一定基準以下の方	事前予約制 法テラスと契約している弁護士の事務所で法律相談が可

山口県弁護士会 住所：山口市黄金町 2-15

活動のタイトル	対象者	内容
山口県弁護士会法律相談センター TEL 0570-064-490	弁護士による相談を希望される方	電話又はインターネットで相談場所を選び、予約日に相談窓口へ行く
高齢者・障がい者のための弁護士電話法律相談 TEL 083-920-8730 （当日のみ）	高齢者に関する相談内容であればどなたからでも可（本人、家族等）	消費者被害、遺言・相続、成年後見、財産管理、介護、虐待等 毎月第2、第4火曜日 10時から12時まで、 13時から15時まで *令和7年9月現在のもの

山口県弁護士会宇部地区会 住所：宇部市常磐町 1-2-5

活動のタイトル	対象者	内容
宇部法律相談センター TEL 0570-064-490	弁護士による相談を希望される方	有料法律相談。 (30分：5,000円) 毎週火曜日 13時30分から15時30分まで *令和7年9月現在のもの

山口県司法書士会（リーガルサポート）住所：山口市駅通り 2丁目 9番 15号

活動のタイトル	対象者	内容
山口県司法書士会総合 相談センター 面談相談会 TEL 083-924-5220	面談での相談を希望する方	完全予約制 相談内容：不動産登記、 会社登記、相続、訴訟手 続、多重債務、成年後見 等相談
高齢者・障がい者のための 成年後見相談会 TEL 083-924-5220	高齢者・障がい者	毎年9月の1か月間 事前予約制・無料。希望 する県内の場所へ司法 書士が訪問し、相談を受 ける。※電話のみでの相 談も受け付け可。令和7年 9月現在のもの

山口県行政書士会（コスモスやまぐち） 住所：山口市惣太夫町2番2号（山口県土地家屋調査士会3F 山口県行政書士会内）

活動のタイトル	対象者	内容
成年後見無料相談 TEL 0120-874-780	どなたでも	成年後見無料相談 平日 13時から16時まで *令和7年9月現在のもの

山陽小野田市社会福祉協議会（地域生活支援センター）

住所：山陽小野田市中央二丁目3番1号

活動のタイトル	対象者	内容
日常生活自立支援事業に関する相談 TEL 0836-38-8348	福祉サービスの利用契約や金銭管理を行う上で、不安がある人やその支援者等	相談無料 契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類預かり等サービスを行う

### 基本目標 3 成年後見制度の利用支援

判断能力が不十分なため、自身では申立てができない、申立てを行う親族がいない等の事情により、申立てが困難な方の成年後見制度の利用支援や後見人等への報酬を負担することが困難な場合に後見人への報酬費用を助成することで利用支援へつなげます。また、本人にとって適切な後見人等候補者の職種を調整するとともに、新たな担い手が後見人等として参加することのできる体制作りに取り組みます。

現状（令和 6 年度）では、「市長申立て（8 件）」「報酬費用の助成（6 件）」「受任調整（4 件）」のため、必要な方全てへ対応できるよう努めます。

#### 1 成年後見制度利用支援事業の実施

##### （1）市長申立ての実施

判断能力が不十分なため、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、自身では申立てができない、申立てを行う親族がいない、親族がいても虐待を受けている等の事情により、申立てが困難な場合に市長が申立てを行います。

##### （2）成年後見人等への報酬費用の助成

対象者の資産等の要件から、後見人等への報酬を負担することが困難な場合に後見人への報酬費用を助成します。

##### ○助成金の金額

- ・ 在宅の方           月額 28,000 円（上限）
- ・ 施設入所の方   月額 18,000 円（上限）

#### 2 申立費用の助成の検討

国の動向等を注視しつつ経済的に困難な人の、申立費用の助成について検討していきます。

### 3 受任調整会議の開催

#### (1) 受任調整会議の開催

市長が行う審判の請求に際し、本人の状況に適した成年後見人等の候補者の職種を調整するための会議を随時開催します。

#### (2) 受任調整会議の機能の拡充

国や近隣市の動向を踏まえ、受任調整会議の会議内容を検討していきます。

### 4 新たな担い手の検討

国や近隣市の動向を踏まえ、市民後見人等新たな担い手を検討していきます。

## 基本目標4 地域連携ネットワーク作り

権利擁護支援を必要としている人は、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気付くことができない場合もあります。本人らしい生活を継続するためには、地域社会がこうした状況に気づき、意思決定の支援や必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用につなげることが重要です。

権利擁護支援を必要としている人を始め、地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みを権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」といいます。成年後見センターが地域連携ネットワークのコーディネート機能を担い、協議会の開催や権利擁護支援チームの支援等に取り組みます。

### 1 コーディネート機能

地域連携ネットワーク作りのコーディネート機能は、成年後見センターが担います。具体的な取組は以下のとおりです。

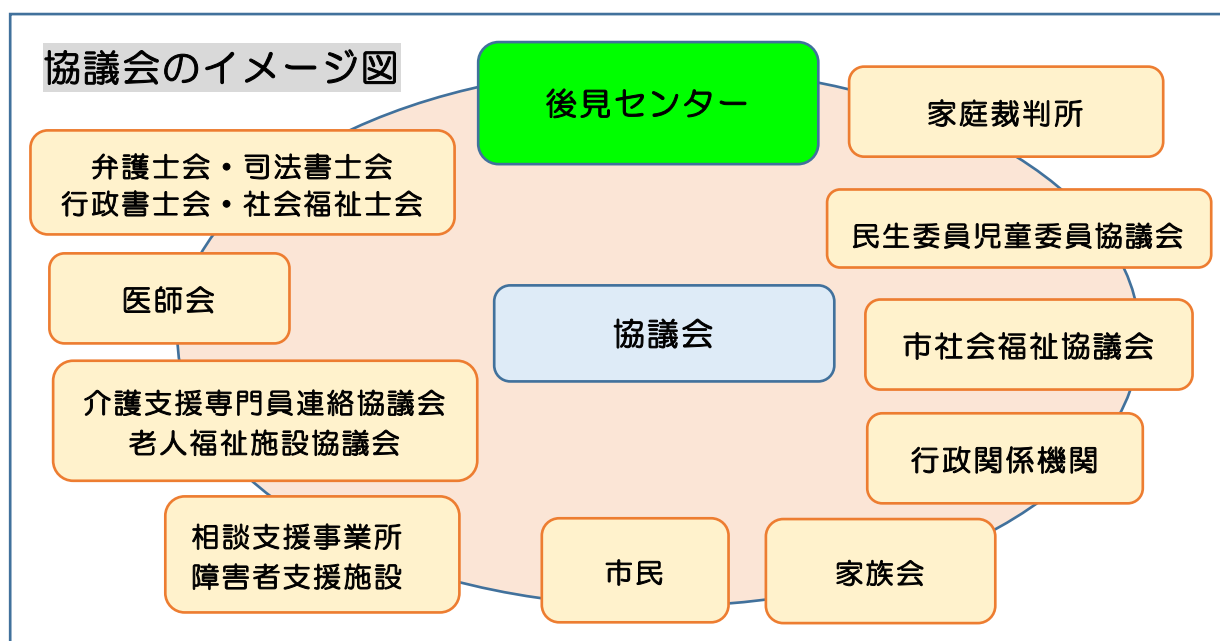
- (1) 市民や支援者等からの相談を受ける相談機関としての活動
- (2) 権利擁護支援チームの支援
- (3) 協議会の運営開催

## 2 協議会

成年後見制度の利用の促進に関する施策の推進に当たり、関係団体等との連携及び協力体制を構築するとともに、広く関係者の意見を反映させるため、山陽小野田市成年後見制度利用促進協議会を開催しています。

### 協議会の役割

- (1) 関係団体等との連携及び協力体制の構築並びに地域連携ネットワークの構築に関すること。
- (2) 本人及び成年後見人等で構成するチームへの支援に関すること。
- (3) 山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画の改定及び推進に向けた検討に関すること。
- (4) その他成年後見制度の利用促進に関し必要な事項

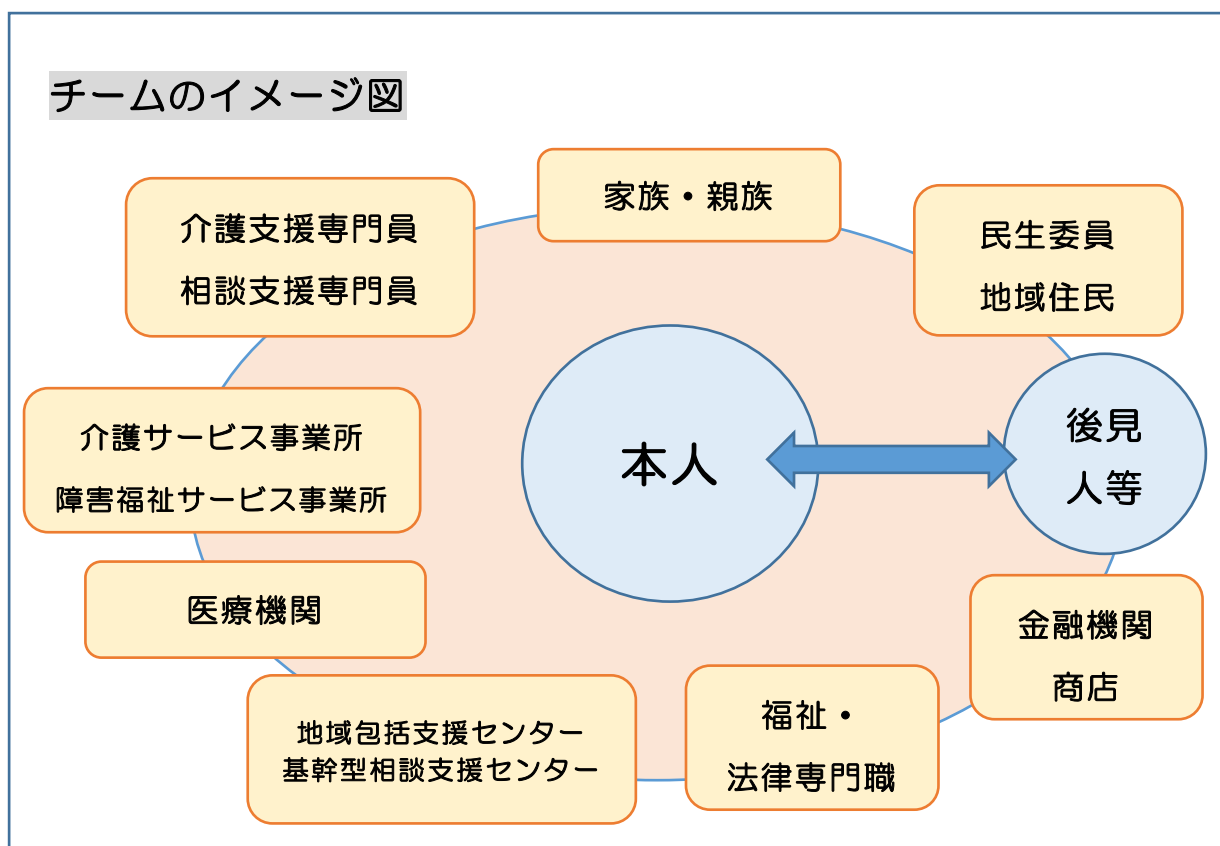


協議会の構成団体 弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会、市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、市医師会、市介護支援専門員連絡協議会、老人福祉施設協議会、相談支援事業所、障害者支援施設、介護者の会、家族会、県福祉センター、行政各課。オブザーバーとして、家庭裁判所。

### 3 権利擁護支援チームの支援

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や価値観を継続的に把握し、本人の自己決定や意思を尊重しながら、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みです。既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定支援として本人に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにすることが重要です。

複合的な課題を抱える困難な事例は、それぞれの機関だけでの支援は難しいため、中核機関が中心となって多様な分野・主体が連携する権利擁護支援チームをコーディネートし、後見人等を支援することのできる仕組み作りに取り組みます。



#### チームのメンバー例

家族・親族、民生委員・地域住民、医療機関、介護支援専門員、相談支援専門員、介護・福祉事業所、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、金融機関、商店、地域包括支援センター、基幹型相談支援センター、市町村関係者（ケースワーカー、保健師等）等個別の課題に応じて構成される。

山陽小野田市成年後見制度利用促進協議会委員名簿

No	区分	団体	氏名
1	司法関係	山口県弁護士会	岡田 卓司
2		山口県司法書士会	森田 祐三
3		山口県行政書士会	松岡 巧
4	福祉関係	山口県社会福祉士会	豊嶋 則子
5		山陽小野田市社会福祉協議会	若松 勇輔
6		山陽小野田市民生児童委員協議会	森川 繁夫
7	医療関係	山陽小野田医師会	渡邊 悦也
8	高齢者関係	山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会	田原 貞子
9		山口県老人施設協議会	山高 正義
10		小野田在宅介護者の会とらいぼっど	井上 恵子
11	障害関係	相談支援事業所のぞみ園	土井 雅之
12		障害者支援施設みつば園	山本 貴也
13		山陽小野田精神保健家族会	村上 みつる
14	市民	市民（一般公募）	安部 慎一郎
15	行政関係	山口県宇部健康福祉センター	浅賀 佳子
16		障害福祉課	池田 哲也
17		社会福祉課	和田 英樹
18		生活安全課	熊野 貴史
19		高齢福祉課	田尾 忠久

任期：令和6年7月1日から令和8年6月30日まで





スマイルシティ山陽小野田